

原著論文

韓国人・団体著者名典拠データの表記の相違：
韓国，日本，台湾，香港を中心に

Differences in Representations of Korean Personal and Corporate Name Authority Data: A Comparison between South Korea, Japan, Taiwan, and Hong Kong

木村麻衣子
Maiko KIMURA

Résumé

Purpose: This study aims to compare representations of Korean personal and corporate name authority data in South Korea, Japan, Taiwan, Hong Kong and the Library of Congress (LC) in order to identify differences and issues affecting name authority data sharing.

Method: First, characteristics of Korean personal and corporate name representations were overviewed. Second, from these characteristics, five check points considered to be important in creating Korean name authority data were set. Subsequently, manuals, formats, and case reports of organizations were collected, and face-to-face interviews were conducted. Available data were also used to confirm actual authority data.

Results: Of the eight organizations studied, (1) *Hangul* script forms are mandatory in three organizations. (2) *Hanja* script forms are mandatory in only one organization. (3) Romanized forms are mandatory in four organizations, but Romanization schemas are different among organizations. Thus, Romanized names are not strong candidate keys for data identification. (4) Organizations in Japan and Taiwan separate surnames and given names in all forms of names, but other organizations examined in this study separate them in Romanized forms only. (5) Some organizations adopt representations in their local language. Although only a few organizations adopt *Hangul* and *Hanja* script forms as mandatory, many organizations record them as variant access points if they are known. Since *Hanja* forms are often difficult to obtain, especially for relatively new authors, it is desirable to set *Hangul* script forms as strong possible keys for data identification, and to try to record *Hanja* and other designations as much as possible.

木村麻衣子：慶應義塾大学大学院文学研究科図書館・情報学専攻，108-8345 東京都港区三田 2-15-45

Maiko KIMURA: Graduate School of Library and Information Science, Keio University, 2-15-45, Mita, Minato-ku, Tokyo 108-8345, Japan

e-mail: mayizia8@gmail.com

受付日：2014年5月23日 改訂稿受付日：2014年9月1日 受理日：2014年9月29日

韓国人・団体著者名典拠データの表記の相違：韓国，日本，台湾，香港を中心に

- I. はじめに
 - A. 背景と目的
 - B. 先行研究
- II. 韓国人名・団体名の表記の特徴
 - A. 韓国人名の歴史
 - B. 現在の韓国人名・団体名
 - C. 韓国人名・団体名のローマ字表記
- III. 典拠データ表記の調査方法
 - A. 調査項目
 - B. 調査対象
 - C. 分析に使用した規則・フォーマット・マニュアル
 - D. インタビュー調査
 - E. 典拠データの確認
- IV. 各機関の典拠コントロールの現況
 - A. 韓国における韓国人・団体著者名典拠コントロールの現況
 - B. 日本における韓国人・団体著者名典拠コントロールの現況
 - C. 台湾における韓国人・団体著者名典拠コントロールの現況
- V. 韓国，日本，台湾，香港，LCにおける韓国人・団体著者名典拠データの表記
 - A. ハングル形の扱い
 - B. 漢字形の扱い
 - C. ローマ字形の扱いと種類
 - D. 姓名の分かちとカンマの有無
 - E. 韓国以外の地域における現地特有の表記（カタカナ等）
- VI. 表記の相違点と課題
 - A. 調査対象機関の表記の相違点
 - B. 典拠データ相互運用への課題

I. はじめに

A. 背景と目的

典拠コントロールをめぐる近年の国際的な動向として、2点挙げられる。一つは、典拠コントロール重視の明文化であり、もう一つは、典拠データの国際的な相互運用の開始である。

1997年に発表された『書誌レコードの機能要件 (*Functional Requirements for Bibliographic Records: FRBR*)』は、書誌レコードの機能を勧告することを目的としたため、典拠レコードでのみ扱われる個人、団体、著作、件名の付加的なデータは対象外とされた¹⁾。そこで、1999年に Working Group on Functional Requirements

and Numbering of Authority Records が組織され、典拠データを対象とした機能モデルの検討が始まり、2009年6月に『典拠データの機能要件 (*Functional Requirements for Authority Data: FRAD*)』²⁾が刊行された。さらに2011年には、主題典拠データを対象とした『主題典拠データの機能要件 (*Functional Requirements for Subject Authority Data: FRSAD*)』が刊行された。

1961年のパリ原則に代わるものとして2009年に発表された国際目録原則覚書は、FRBRの概念モデルの上に構築されており、“目録規則は、書誌的宇宙の概念モデルにおいて定義されている実体、属性および関連を考慮するものとする”³⁾と定めている。この概念モデルとは、即ちFRBR、

FRAD および FRASAD を指すと注記されており、FRBR のみならず FRAD も、国際目録原則覚書の基礎となっていると言える。さらに国際目録原則覚書は、“アクセスポイントとして用いられる、名称の典拠形、名称の異なる形および識別子を統制するために、典拠レコードを作成するものとする” (6.1.1.1)³⁾と、典拠データの作成を明確に定めている。パリ原則が、“著者名の下に記入される著作の基本記入は、統一標目の下に作成するのを通常とする” (6.1)⁴⁾としつつも典拠データの作成までは規定していなかったことから考えると、新しい国際目録原則覚書では、典拠コントロールの必要性がより強調されていると言える。

英米目録規則第2版(以下、AACR2)に代わる目録規則として2010年に出版された *Resource Description and Access (RDA)*⁵⁾は、FRBRとFRADの概念モデルを踏まえて構築されたものであり(0.3.1)、FRADの実体「統制形アクセスポイント」間の関連をRDAでは考慮しないなどの例外はあるものの(0.3.3)、典拠部分に関してはFRADに準拠した目録規則と言ってよい。RDAは、実体「個人」、「家族」、「団体」を識別するために記録すべき事項として、「生年」、「没年」、「会議開催地」、「職業」、「活動期間」といった要素を定めている(8.3)。これらの要素は、典拠形アクセスポイントの一部、あるいは独立した要素として、あるいはその両方として記録できることになっており、典拠データに記録すべき事項を規定したものとしてよいだろう。AACR2は、他の標目との区別のために標目につけ加えてよい要素については規定していたが、標目から独立させて記録すべき各要素、つまり典拠データの内容については言及していない。AACR2が書誌データのための目録規則であったのに対し、RDAは、書誌データのみならず、典拠データについても規定した規則であると言える。以上のことから、典拠データの機能要件がFRADによって明確化され、それが国際目録原則覚書やRDAに取り入れられることによって、典拠コントロールの重要性がより明確に図書館界に示されるようになったと言える。

一方、典拠データの相互運用に関しては、米国議会図書館(LC)が1977年に開始したNACOプログラムがその先駆けと言えるだろう。NACO参加館は、LCの典拠フォーマットに準拠した典拠レコードを作成してLC名称典拠ファイル(LC Name Authority File: LCNAF)に提供し⁶⁾、LCは、LCとNACO参加館によって作成された典拠レコードを世界中に提供してきた⁷⁾。

1990年代以降、目録のオンライン化が進んだことを背景に、このような典拠ファイルの相互運用の動きが加速した。1993年には、英国図書館(BL)がLCと著者名典拠ファイルを統合することを目的としたAAAF Projectを開始した⁸⁾。1995年から1997年にかけては、欧州5カ国の国立図書館による著者名典拠ファイル共同作成・共同利用のプロジェクトであるProject AUTHORが実施された⁶⁾。

EUは、図書館、博物館、文書館、権利管理団体間で典拠情報を共有するための協力体制を目指す〈indec〉プロジェクト(1998-2000年)⁹⁾やInterPartyプロジェクト(2002-2003年)¹⁰⁾に資金を拠出していた。2001年からの3年間は、EU各国の図書館、文書館、博物館の著者名典拠ファイルをリンクするためのモデル構築を目的としたLEAF(Linking and Exploring Authority Files)プロジェクトを実施した¹¹⁾。

このように、欧米では以前から典拠データ相互運用の試みがなされていたものの、あくまでも欧米という地域内で行われていたにすぎず、世界的な相互運用がなされていたわけではない。例えば、LCNAFの典拠レコードは典拠形標目がローマ字表記であるため、非ローマ字言語を使用する国や地域にとって実用性は低い。Barbara B. Tillettは、典拠データの国際的な相互運用を促進するために、2001年にバーチャル国際典拠ファイル(Virtual International Authority File: VIAF)を提案した。VIAFは、国や地域レベルの書誌作成機関の典拠ファイルを用いて、著者名や書名の典拠形をリンクさせることにより、1つの実体の名前をさまざまな言語や文字で検索および表示させることのできるシステムである¹²⁾。

参加機関は、LC、OCLC、ドイツ図書館（Deutsche Nationalbibliothek）の3機関¹³⁾から、2013年7月末には28か国34機関に増加している¹⁴⁾。この中には、イスラエル国立図書館、日本の国立国会図書館など、非ローマ字言語圏の図書館も含まれる¹⁵⁾。

典拠コントロールがこれまで以上に重視される中で、日本、中国、韓国等の漢字文化圏で作成される典拠データについても、今後は国際的な相互運用が要請されるであろう。相互運用がなされれば、利用者の検索の利便性向上につながる。しかしながら、多様な表記システムを持つ漢字文化圏の諸言語で記録された典拠データの相互運用は、欧米の諸言語よりも困難であることが予想される。実際、VIAFで日本人名を検索すると、ミスマッチや泣き別れのレコードが散見される¹⁶⁾。他方、漢字文化圏において、どのような典拠データが作成されているかについては、必ずしも明らかになっていない。今後、漢字文化圏の典拠データの国際的な相互運用を進めるためには、まず漢字文化圏で作成される典拠データの詳細を明らかにしなければならない。

筆者はこれまで、漢字文化圏において作成される中国人・団体著者名典拠データおよび日本人・団体著者名典拠データについて、どのような表記がなされているか比較する研究を行ってきた^{16), 17)}。本研究では、韓国人・団体著者名典拠データの表記について、韓国、日本、台湾、香港およびLCを対象とした比較研究を行う。本研究の目的は、韓国、日本、台湾、香港の各機関およびLCで作成される韓国人・団体著者名典拠データの表記を比較し、相違点を発見して、典拠データ相互運用のための課題を整理することである。

本稿では、まず、本章B節において韓国人・団体著者名典拠データに関する先行研究に触れた後、第II章において韓国人名・団体名の表記の特徴を概観する。それらの特徴を踏まえ、第III章において、韓国人名・団体名の典拠データを表記する上で地域や機関によって多様性が存在すると予想される事項を調査項目として設定し、先行研究をもとに調査対象機関を絞り込む。調査は文

献調査およびインタビュー調査によって行い、あわせて各機関から提供してもらったサンプルデータや、インターネットで公開されている典拠データベースまたはOPACのデータを利用して、実際の典拠データの一部について確認作業を試みた。調査方法の詳細は第III章で述べる。第IV章では、主にインタビュー調査によって明らかとなった調査対象機関の典拠コントロールの現況について述べ、第V章において、第III章で設定した項目についての調査結果を論じた後、第VI章で各機関の表記の相違点から、典拠データの相互運用のための課題を分析する。

本研究において、対象とするのは大韓民国（以下、韓国）の個人および団体著者名の典拠データである。韓国人名の歴史や特徴を説明する上で、朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮）での慣習と異なる場合には必要に応じてその相違点に言及することとする。また、言語としてのKoreanに当たる語は、直接引用の場合を除き便宜上「韓国語」と表現する。

B. 先行研究

日本では、1979年から1981年にかけて、都立中央図書館が標目の表記を含めた韓国語資料の整理方法について日本国内の13の図書館の実態を訪問調査した¹⁸⁾ほか、1982年には、京都産業大学図書館が11の大学図書館に対し韓国語表記の現状について調査を行っている¹⁹⁾。これらの調査の結果、当時の目録ではハングル表記の有無、日本語ヨミの有無、ハングルの翻字法などが図書館によって異なった上、一つの図書館の中でも、標目の表記が統一されていない例のあることが明らかとなった。1985年に東京大学文献情報センターが19の図書館に対し行った調査でも、漢字やハングルは表示されているとおりの目録に記述する図書館が多かったが、標目の表示形はカタカナ、ローマ字、その他のバリエーションがあった²⁰⁾。2000年に国立情報学研究所がNACSIS-CAT接続図書館である1211組織に対して行ったアンケート調査でも、韓国語資料を所蔵しておりデータベースを作成している212組織のうち、

目録記述にローマ字翻字を採用しているのは40組織で、その他の組織は漢字やカタカナを採用していた²¹⁾。他に、日本における先行研究としては、個別図書館の事例報告^{22), 23)}、韓国語資料の整理上の問題点の提示^{24), 25)}などが見られる。しかし、韓国人・団体著者名典拠データに特化した研究は、高橋によるもの以外ほとんどなされていない。高橋は、NACSIS-CAT書誌レコードの典拠形標目の形には「漢字||ハングル分かち書き」、「ハングルのみ」、「ハングル||ハングル分かち書き」、「漢字||ヨミ」、「漢字||ローマ字」の5種類があり、さらにヨミには漢音ヨミ(日本語ヨミ)と現地音ヨミ(韓国語ヨミ)の2種類があることを示して、標目を対象とした検索においては、ハングル、漢字、ヨミ、ローマ字のどの形で書誌を検索しても検索漏れの可能性が残ることを指摘した²⁶⁾。高橋はさらに、NACSIS-CATにおける韓国語資料の書誌レコードと典拠レコード間のリンク率の低さを指摘し、“韓国・朝鮮人名の著者名典拠の基盤は全く未整備であるといつてよい”²⁷⁾と述べた。

韓国で作成される韓国人・団体著者名典拠データに関しては、2001年から2002年にかけて国立情報学研究所が主催した「日本語、中国語、韓国語の名前典拠ワークショップ」(全3回)においていくつかの報告がなされた。韓国からは国立中央図書館および韓国教育学術情報院(KERIS)が参加し、韓国では3つの大学図書館(ソウル大学、延世大学、梨花女子大学)が自館用典拠データベースを維持管理していること²⁸⁾等が報告されたほか、Parkは事例とともに、ソウル大学と延世大学の典拠データの違いを示した^{29), 30)}。

韓国では機関ごとに典拠データが別々に作成されており、標目の形もそろっていないことが오동근³¹⁾、박선희³²⁾、안영희ら³³⁾、이미화³⁴⁾などにより指摘されている。その原因として、Parkらは、各図書館の目録電算化が各機関独自に行われたこと、1983年に刊行された韓国目録規則第3版(KCR3)には「記述の部」のみ収録され、標目の選択と形式に関する規定は含まれなかったことなどを挙げている²⁸⁾。KCR3は、日本目録

規則新版予備版(1977年)と同様に、著者基本記入方式を避け、記述ユニット・カード方式を採用した目録規則である³⁵⁾。KCR3には当初、標目と排列に関する規定も含まれる予定であったが、作業の遅れにより記述と標目指示に関する部分のみが先に刊行される形となり³⁶⁾、結局、標目と排列に関する規則は刊行されなかった。

標目の選定と形式に関する規則が、韓国内ではKCR2(1966年)の刊行を最後に、整備も改善もされず30年以上も放置されていることを問題視する声もあった³⁷⁾ものの、2003年に刊行された韓国目録規則第4版(KCR4)においても、標目に関する規則は除外された。さらに、KCR4は特定の標目を統一標目(典拠形標目)としない方針を採用した³⁸⁾。これは、“ひとつのアクセスポイントにかかわる異なった表記が互いに連結され、これら様々な表記が情報検索に用いられる”³⁹⁾ことを意図したためである。

Parkは、典拠コントロールの方法について、韓国内では典拠形標目を定めることが重要だと考える立場と、典拠形に価値を認めず、異なった標目表記を「グループID」によって代表すればよいと考える立場があるとした³⁹⁾。KCR4では、後者の考え方が採用されたと言える。一方、1999年に国家規格KSX6006-4として刊行され、2010年に改訂されたKORMARC典拠フォーマット(以下、KORMARC/A)では、典拠形フィールド(1XX)と参照形フィールド(4XX/5XX)は区別されている。

韓国では1990年代から、KCR4に見られるような、典拠形を定めない方式が提案されていた。최석두(崔錫斗)は、1993年に、典拠形標目を選択せず、資料上の著者名表記をそのまま書誌レコードの標目として採用し、同じ実体を指す複数の標目から成る「参照グループ」を形成して、各参照グループに与えるグループコードによって典拠コントロールを行うという「無典拠システム」を提案した⁴⁰⁾。김태수(金泰樹)は、1995年に、特定著者の著作を集中させる上でも、特定文献を検索する上でも、基本標目(典拠形標目)の役割は他の標目と対等であるので、特定形式を基本標

目に規定する理由はないとし、全ての異なる形式のアクセスポイントを相互連結することによって、典拠コントロールの機能は果たされると主張した⁴¹⁾。さらに1998年には、同一著者の異なる形式の名称を書誌レコードから抽出し、典拠形を決定することなく一律に典拠ファイルに収め、結果として形成された特定著者の様々な形式の名称の集合に対し AuthorID を付与して書誌データとリンクさせる典拠コントロールシステムを提案した⁴²⁾。김태훈は KORMARC/A へのデータ入力に際しても典拠形フィールド (1XX) を使用しない方法を提案している⁴³⁾。

このような KCR4 の問題点を指摘する声もある。이창수는、KCR4 がアクセスポイントに関する規則を定めずに、アクセスポイントの選定と形式を“典拠で処理する”⁴⁴⁾ [p. x] とした点を問題視し、さらに統一標目の排除は目録の有用性よりも目録作成者の利便性を意識した結果だと述べている⁴⁵⁾。김정현も、KCR4 がオンライン環境を過度に楽観して標目の選定と形式を規定しなかったために現場は混乱と困難に陥り、典拠に関する規定が追加されることもなく、結果として典拠コントロールは各図書館の慣行に任せて放置されたと指摘している⁴⁶⁾。

典拠形と参照形の区別を行う立場の文献には次のようなものがある。오동근は、2000年に KERIS に提出した「学術情報典拠 DB システムの開発と構築に関する研究」報告書において、“唯一の識別のために各著者に対し標準著者記号を導入する”³¹⁾ ことを提案する一方、KORMARC/A に入力する際は典拠形フィールド (1XX) と参照形フィールド (4XX) を区別し、同名異人の識別のため典拠形標目に活動分野などを入力するサブフィールドを追加することも提案している³¹⁾。

KCR2 では標目はハンゲルでのみ記述することになっている⁴⁷⁾ が、同名異人が多いため、정옥경は 2001 年に、韓国人名標目はハンゲルによる姓名、漢字による姓名、以上では同名異人を区別できない場合には専攻主題、それでも同名異人を区別できない場合には生没年、の順に記述し、か

つ漢字コード順に排列するのが合理的であると述べ、標目に付記する専攻主題の一覧表を提案した⁴⁸⁾。

이미화는、各図書館がそれぞれ自館の必要に応じた典拠形と異形のアクセスポイントを構築し、全機関の典拠形を識別子によって相互リンクさせることによって、各機関も、利用者も、表示させる典拠形を自由に選択できる方策を提案した⁴⁹⁾。

韓国国内での議論の特徴的な点として、典拠形を定めるかどうかに関わらず、識別子の利用が念頭に置かれていることが多いことが挙げられよう。とはいえ、全国規模で使用に耐える典拠データベースは未だに構築されておらず、各機関が共通で使用できる識別子も存在しない。標目の選定と形式に関する規則としては、2012年4月に国立中央図書館が「国立中央図書館典拠データ記述指針－個人名」を策定した⁵⁰⁾ が、指針は公開されておらず、韓国における典拠コントロールの基盤は未だ不完全であると言わざるを得ない。

II. 韓国人名・団体名の表記の特徴

A. 韓国人名の歴史

韓国人の名前は、本貫 (ほんがん)・姓・名の三要素で構成されている⁵¹⁾。本貫は、父姓系統の宗族集団 (氏族集団) の始祖の出身地とされる地名のことである。本貫は姓の上につき、例えば本貫が「金海」、姓が「金」ならば「金海金」という言い方がされる⁵²⁾。姓は中国の姓と同じく父系的な血族関係を表すため、女性は婚姻後も姓を変えることはない⁵³⁾。朝鮮時代 (李氏朝鮮王朝時代、1392-1910年) に入るまで、本貫と姓を持つ者は貴族などに限られ、人口の多数を占める農民など一般民衆は名を持つだけであったが、18世紀頃には人口の7、8割が本貫と姓を持つ者として戸籍に登録されるようになった。主人に従属する奴婢の姓と本貫は記載されなかったが、18世紀から19世紀にかけて奴婢身分の解放が徐々に進み、奴婢もしだいに独立した戸籍に姓と本貫が記載されるようになった⁵¹⁾。朝鮮時代は戸口調査によって対象者を把握していたが、遺漏もあった⁵⁴⁾。1905年に日本は大韓帝国を保護国と

し、朝鮮民衆を把握・管理する目的で1909年に民籍法を制定し、全住民に本貫・姓・名を付けることを目指した⁵¹⁾。

1910年8月29日、朝鮮半島は日本の植民地となった。1923年には朝鮮戸籍令が施行され、戸籍の訂正や漏落者の就籍など戸籍事務の取扱いについてより詳細な規定が設けられた⁵⁵⁾。1940年2月11日、朝鮮総督による政令第19号「朝鮮民事令中改正の件」および政令第20号「朝鮮人の氏名に関する件」が発令された。政令19号の中に、日本の家族法上の制度である「氏(うじ)」を朝鮮人にもつける、いわゆる「創氏」が含まれていた。これまでの朝鮮人の姓や本貫はそのまま維持されたものの、公用の名前や社会的な呼称の単位が、「姓名」に代わって「氏名」となった。政令第20号は、新しい「氏」と従来の「名」について、朝鮮風の名称から日本風の名称に改称することを許可するというものであった。このような政令第19号による氏の創設と政令第20号による氏名の変更に関する政策を、一般に「創氏改名」と呼ぶ⁵⁶⁾。

ここで強制された「創氏改名」は、日本の敗戦に伴い、北朝鮮では1945年11月16日の北朝鮮五道行政局司法局布告第2号によって、韓国では1946年10月23日の米軍政法令「朝鮮姓名復旧令」(法令第122号)によって、それぞれ無効であると宣言された⁵⁷⁾。「朝鮮姓名復旧令」第3条によれば、日本式の名しか持たない者は、法令施行後六ヶ月以内に朝鮮名を届け出れば、名の変更が可能であった⁵⁸⁾が、そのような手続きを知らない人々が多く、日本風の名を持つ者も相当数残った⁵¹⁾。戦後、1959年5月に新たに「戸籍法」の起草が始まり、1960年1月1日、法律第535号として施行された⁵⁵⁾。2007年5月17日には、戸籍法に代わり、新たに「家族関係の登録等に関する法律」が公布され、現在に至っている。植民地時代に一般化することとなった、すべての人が本貫・姓・名を持つというシステムは、現在でも北朝鮮と韓国でおおむねそのまま規範として維持されており⁵²⁾、現在の韓国の戸籍にあたる「家族関係登録簿」にも本貫は記録されている⁵¹⁾。

B. 現在の韓国人名・団体名

朝鮮半島では15世紀に訓民正音(現在のハングル)が作られ、一般民衆の言語生活の中に徐々に浸透して、19世紀末には漢字に代わってハングルが書き言葉の中心となっていった⁵⁹⁾。1948年には文盲の解消を主な目的として「ハングル専用に関する法律」が公布される⁶⁰⁾など、その後もハングルのみを用いる動きが加速し、現在は、社会生活において漢字はほぼ用いられていない。しかしながら、個人名に関しては未だに漢字文化が残っている。現在の戸籍にあたる「家族関係登録簿」には、「家族関係の登録等に関する規則」第63条によって、姓名は漢字で表記できない場合を除いて漢字とハングルの併記することになっている⁶¹⁾。住民登録法によってすべての国民に発給される住民登録証も、論争の末、ハングル表記のみでは同名異人が増えて困るとの理由から漢字併記がなされた⁶⁰⁾。

韓国人の名に用いる文字については、戸籍法施行規則において、略字や符号の使用が禁止されていたものの、漢字の種類は制限されていなかった⁶²⁾。その結果、難しい漢字を使ったり字典にない新しい漢字を造ったりする者も現れ、行政処理に不便が生じた⁶²⁾。そこで、1990年12月31日付の戸籍法改正(法律第4298号)において、戸籍法第49条3項“子の名前にはハングル又は通常使われる漢字を使用しなければならない。通常使われる漢字の範囲は、大法院規則で定める”⁶³⁾が新設された。さらに、同日付で、大法院規則第1137号として全面改訂された戸籍法施行規則の第37条において、人名用漢字の範囲は、文教部が1972年に制定した「漢文教育用基礎漢字」1800字に931字を追加した、計2731字と定められた⁶⁴⁾。翌1991年3月21日には、大法院規則第1159号において同規則が改定され⁶⁵⁾、人名用漢字の範囲は計2856字に改められた⁶⁰⁾。現在は「家族関係の登録等に関する法律」第44条3項⁶⁶⁾において、旧戸籍法と同様の規定がなされており、「家族関係の登録等に関する規則」によって、計5151字の人名用漢字が定められている^{67), 68)}。

韓国の漢字の読み方は基本的には音読みしか

く、漢字によって複数の読みがある場合もあるが、「家族関係の登録等に関する規則」別表1⁶¹⁾または漢文教育用基礎漢字に定められている読み方以外は認められないことになっている⁶⁹⁾。漢字の異体字については「家族関係の登録等に関する規則」別表2に記載されたもののみを使用することができる。なお、韓国語では複数の漢字が同じハングルに対応するため、ハングルだけを見て正確な漢字に変換することはほぼ不可能である。

日本と同様、韓国にも国字が存在する。例えば「曹薫鉉」の「曹」、*「姜守芑」の「芑」は韓国の国字であり、ともに人名用漢字にも指定されている。「芑」など、人名に使用されている例があるものの人名用漢字に指定されていない国字も存在する⁶²⁾。*

韓国人の名は、ほとんどが漢字語（漢字に由来する語）によるが、中には漢字を持たない固有語（韓国語に固有の語）による場合もある。その場合は、ハングルでのみ表記されることになる。外国語に由来する名をつけることもあり⁶²⁾、その場合もハングルで表記される。ただし、5文字以上の名は認められないことになっている⁷⁰⁾。

韓国の姓は、中国風に漢字で表記されてきた。姓の種類は少なく、2000年の統計では286姓がある⁷¹⁾。特定の姓に人口が集中する割合も高く、「김 (金)」、「이 (李)」、「박 (朴)」、「최 (崔)」、「정 (鄭)」の5つの姓のみで、全人口(45,985,289名)の53.9%を占める。このうち、複姓は「남궁 (南宮)」、「황보 (皇甫)」など13種であるが、これらの姓を持つ者は全人口の0.0941%に過ぎない。2000年の統計結果を用いて照合を行った結果、教育用基礎漢字を含む人名用漢字に含まれていない姓は「궤 (鳶)」、「빙 (氷)」、「습 (辻)」、「습 (辻)」、「학 (郝)」のみで、ほとんどの姓が教育用基礎漢字を含む人名漢字によって表記可能であることがわかった。

韓国人の姓名をハングルで記述する場合、漢字語の語頭において[r]音(文字はㄹ)に[i]または[j]音(文字はㅣ, ㅈ, ㅊ, ㅋ, ㆁ, ㅍ)のいずれかが後行する場合にはㄹをㅇと綴り、その他の音が後行する場合にはㄹをㄴと綴る、頭音

法則が適用される。即ち「李」は「리」でなく「이」、「盧」は「로」でなく「ㄴ」と綴り、また綴りの通りに発音する。他方、現在の北朝鮮における朝鮮語規範では、頭音法則は適用されず、それぞれ「리」、「로」と綴り、発音することになっている⁷²⁾。このことは、同じ漢字形の姓名を持つ場合にも、韓国と北朝鮮ではハングル形が異なることが有り得ることを示している。

韓国の商号や法人名称については、ハングルと漢字のみが登記を認められていた⁷³⁾。しかし、2008年4月に制定された「商業登記の商号および外国人の姓名登記に関する例規」(登記例規第1249)によって、現在は、商号や法人名称はハングルのみまたはハングルとアラビア数字の組み合わせによって登記しなければならないが、括弧内にローマ字、漢字、アラビア数字および記号を併記することができることになっている⁷⁴⁾。

個人名に使用できる漢字は人名用漢字に限定されている一方、商号や法人名称に併記できる漢字は韓国産業規格KSX1001(情報交換用符号系：ハングルおよび漢字)に収録されている漢字に限定されている⁷⁴⁾。しかし、典拠データとして扱われる名称は、当然ながら家族関係登録簿や登記簿上の正式な名称であるとは限らないため、人名用漢字やKSX1001に採用されていない漢字が使用される可能性もある。

C. 韓国人名・団体名のローマ字表記

韓国人名は、ハングルや漢字が同じであってもローマ字表記に多様性のあることが指摘されている⁷⁵⁾。韓国語のローマ字表記について、韓国では、文化観光部が2000年に「ローマ字表記法」⁷⁶⁾(以下、2000年式)を公式に定めている。しかし、第3章第4項(2)には“姓の表記は別に定める”⁷⁶⁾、同第7項には“人名、会社名、団体名などは、これまで書いてきた表記を使うことができる”⁷⁶⁾とあるため、人名や団体名のローマ字表記は統一されていない。韓国語のローマ字表記法として他に、宣教師の間で使用されたピクトリアン表記法、アメリカ人のG. M. McCuneとE. O. Reischauerが1939年に発表したマッキュー

ン・ライシャワー方式（以下、MR方式）、1940年に朝鮮語学会が発表した「朝鮮語音羅馬字表記法」、韓米両国の研究者が共同で整理したとされる1954年に発表されたYale方式などがある^{77), 78), 79)}。MR方式は、1957年にLCが韓国語資料のローマ字化方式の標準に定めて以来⁸⁰⁾、現在のALA-LC Romanization Tablesにおいても採用されている方式であり⁸¹⁾、欧米の図書館界で広く使用されている。しかし、MR方式は非ネイティブによって開発されたシステムであるため、ネイティブの韓国語話者には理解しづらいとの指摘もある⁷⁸⁾。韓国政府によるローマ字表記法も、1948年、1959年（1940年朝鮮語学会方式と同様）、1984年（MR方式と同様）の方式、そして2000年式はそれぞれ異なっている⁸²⁾。人名に関するMR方式と2000年式の相違点としては、MR方式が発音変化どおりに表記するのに対し、2000年式は名の発音変化を表記に反映させないことが挙げられる。さらに、MR方式では名の最初の音節と二番目の音節の間にハイフンを付与するのに対し、2000年式では名は離さずに書くことを原則とする（ただし、ハイフン付与も許容される^{76), 81)}。2000年式はMR方式に比べ、符号が少なく検索がしやすいという利点もある⁷⁸⁾。

このように韓国語には様々なローマ字表記法が存在するが、韓国の個人や団体は、一定のローマ字表記法に縛られることなく、任意に自らの名称のローマ字表記を決めるため、同じハングルの名称を持つ者同士でも、ローマ字表記は異なるということが珍しくない。韓国人名をローマ字によって表現することを、김성원らが“Anglicization（英語化）”⁸³⁾と表現していることから、韓国では、姓名のローマ字形はハングルを一律に翻字・翻音するものというよりは、その人物に固有の「英語名」であると考えられていることが推察される。

MR方式および1940年朝鮮語学会方式、韓国政府による1948年、1959年、1984年の各方式と2000年式はいずれも、韓国語の発音をローマ字で表現しようとする、翻音によるローマ字

化システムである⁸²⁾。これに対し、言語学分野で用いられているYale方式および北朝鮮と韓国の合意によるISO TR11941:1996による方式は、原則としてハングル1字ごとにローマ字を対応させた、翻字によるローマ字化システムである^{78), 84)}。ただし、ISO TR11941:1996は、ハングルの子音について両国の完全な合意が得られていないため正式な規格でない技術委員会報告の段階であり⁸⁵⁾、広く用いられてはいない。翻字は文字と文字を厳密に対応させるため、変換した後で元の文字に復元することが原則として可能である⁸⁴⁾が、翻音の場合は、韓国語において頻発する、文字と文字の連続による発音変化をふまえてローマ字化するため、元の文字を完全に復元することは困難である⁸⁶⁾。

III. 典拠データ表記の調査方法

本研究では、韓国人・団体著者名典拠データの韓国、日本、台湾、香港の図書館およびLCにおける表記を比較するために、マニュアルや目録規則、事例報告等の文献調査ならびにインタビュー調査を行った。まず、第II章で概観した韓国人名・団体名の特徴をふまえた上で、韓国人・団体著者名の典拠データ表記上、機関によって多様性があると考えられる項目として、①ハングル形の扱い、②漢字形の扱い、③ローマ字形の扱いと種類、④姓名の分かちとカンマの有無、⑤韓国以外の地域における現地特有の表記（カタカナ等）、を設定した。次に、先行研究などから現在典拠コントロールを行っている機関に調査対象を絞り、収集したマニュアル類やインタビュー調査から、各機関が作成する典拠データの上記①から⑤の状況を調査し、比較した。提供を受けた典拠データのサンプルや公開されている典拠データベース、OPACの検索結果も、実際の典拠データの確認のために補足的に用いた。

A. 調査項目

調査項目①から⑤のそれぞれの設定理由について説明する。

まず、①ハングル形の扱いについては、KCR2

では標目をすべてハングルで記述すると規定のあった⁴⁸⁾ことから、韓国国内では現在も記録されているものと考えられるが、NACSIS-CATでは必須となっていない²⁶⁾など、国・地域によればらつきが存在する可能性のあることから、設定した。さらに、ハングル形が典拠形として扱われているか、参照形のうちのひとつとして扱われているかの違いは、各機関がハングル形をどれだけ重視しているかを示すと考えられるため、調査することとした。

②漢字形の扱いについては、KCR2では漢字形が必須とされていなかったが、Parkの挙げた例³⁰⁾によればソウル大は参照形、延世大は典拠形および参照形の付記事項として漢字形を扱っており、現在の韓国国内での扱いにばらつきが存在するとみられることから設定した。

③ローマ字形の扱いと種類は、韓国語のローマ字表記についての韓国国内での標準と国際標準が異なっている状況であり、地域によればらつきがあると考え、設定した。김성원は、韓国人名のローマ字表記において形式上の差を発生させる主な要因として1) 姓と名の表記順序、2) 姓と名の間のカンマ使用の有無、3) 名の表示形式を挙げ、3) には名が2音節の場合の、a) 分かち書きの有無、b) ハイフン使用の有無、c) 二番目の音節の大文字表記の有無が含まれるとした⁷⁹⁾。このうち2) については次の④で検討する。1) は図書館目録においては姓名の順に記録することが一般的であるので扱わない。3) については、典拠データの機械的な同定作業においてはこれらを見捨てるのが技術的に可能であるため、本研究では問題としない。

④姓名の分かちとカンマの有無については、カンマの有無が実際に検索に影響することはあまりないと考えられるものの、日本人名の場合は姓と名を区切った排列とするために姓と名を分かち書きすることが一般的であるので、比較のために設定した。

⑤韓国以外の地域における現地語特有の表記(カタカナ等)については、NACSIS-CATで漢字の韓国人名に対し日本語ヨミが振られるなど、韓

国以外の地域において、その地域でしか通用しない現地語での表記がなされる可能性があるため、それらの扱いについて調査するため設定した。

B. 調査対象

先行研究で示されたように、韓国国内では国立中央図書館、ソウル大学、延世大学、梨花女子大学が典拠コントロールを行っている。ほかに、西江大学図書館も自館用典拠データベースを持つとされている³⁹⁾。本研究では、インタビューが可能であった国立中央図書館、延世大学図書館を調査対象とした。KERISが運営する書誌ユーティリティには典拠データベースが試験的に構築されているものの、継続的に更新はされていない³⁴⁾。従ってKERISの書誌ユーティリティは調査対象に含めていない。

2004年時点で、日本ではNACSIS-CATのほか、株式会社図書館流通センター、株式会社日販図書館サービス、東京都立中央図書館、早稲田大学図書館、国文学研究資料館、国立国会図書館が韓国人名の典拠レコードを作成していると述べた文献⁸⁷⁾がある。しかし、筆者が2013年7月に国立国会図書館に対して行ったインタビュー調査によれば、同館は日本語資料の標目として現れる韓国人名の典拠データは現在も作成しているが、韓国語資料に対する典拠データ作成は2012年のシステム変更以後、行っていない。さらに、筆者が2013年12月に早稲田大学図書館に対して行ったインタビュー調査によれば、同館は現在、韓国人・団体著者名および中国人・団体著者名典拠データの新規作成を基本的に行っていない(ただし、頻出する著者等については例外的に典拠を作成する場合もある)。一方、慶應義塾大学図書館は、1998年の旧図書館システム導入以降、著者名典拠データを作成していなかったが、2011年4月の新システムへの移行後、再び作成を開始し⁸⁸⁾、その中に韓国人・団体著者名も含まれる。本研究では、現在、韓国人・団体著者名典拠データを作成しているNACSIS-CATおよび慶應義塾大学図書館を調査対象とした。

中国国家図書館および中国大陸の大学図書館コ

第1表 分析に使用した規則・フォーマット・マニュアル類

対象機関	規則・フォーマット・マニュアルの名称
国立中央図書館	KORMARC/A ⁹¹⁾
延世大学図書館	KORMARC/A ⁹¹⁾
NACSIS-CAT	日本目録規則 1987 年版改訂版 ⁹²⁾ , 目録情報の基準 (第 4 版) ⁹³⁾ , 韓国・朝鮮語資料の取扱い ⁹⁴⁾ , 目録システムコーディングマニュアル ⁹⁵⁾
慶應義塾図書館	日本目録規則 1987 年版改訂 3 版 ⁹⁶⁾ , AACR2 ⁵⁾ , MARC21/A ⁹⁷⁾ , 内部マニュアル ⁹⁸⁾
国家図書館 (台湾)	中国編目規則第 3 版 ⁹⁹⁾ , MARC21/A ⁹⁷⁾ , 中文名稱權威紀錄彙整原則 ¹⁰⁰⁾ , 中文權威紀錄著錄規則 ¹⁰¹⁾ , 團體權威整理作業手冊 ¹⁰²⁾ , 譯名權威紀錄處理原則 ¹⁰³⁾ , 出版社, 學校及社團機讀格式記錄原則 ¹⁰⁴⁾
臺灣大学図書館	中国編目規則第 3 版 ⁹⁹⁾ , MARC21/A ⁹⁷⁾ , 團體權威整理作業手冊 ¹⁰²⁾ , 出版社, 學校及社團機讀格式記錄原則 ¹⁰⁴⁾
HKCAN	AACR2 ⁵⁾ , MARC21/A ⁹⁷⁾
LC	RDA Tool Kit ⁵⁾ , MARC21/A ⁹⁷⁾

ンソーシアムである中国高等教育文献保障系統 (CALIS) ではいずれも韓国人名・団体名の典拠データを作成していない⁸⁹⁾、⁹⁰⁾ため、調査対象から除外した。

臺灣大学図書館、台湾の国家図書館は、中国人名に関して共同で典拠データベースを作成していることから、台湾の典拠データ作成機関として重要な機関であると考え、調査対象に含めた。

香港では、香港 7 大学の図書館コンソーシアムである The Joint University Librarians Advisory Committee (JULAC) のプロジェクトとして 1999 年に立ち上がった Hong Kong Chinese Authority (Name) Workgroup (以下、HKCAN) が、「HKCAN Database OPAC」を公開している。HKCAN のホスト館である香港中文大学に対し 2012 年 2 月に電子メールで問い合わせたところ、韓国人・団体著者名もデータベースに含まれるとの回答であったため、同データベースを調査対象に含めた。ただし、インタビュー調査は行わず、文献およびインターネット上で公開されている典拠データのみを使用して調査を行った。

LC も比較のため調査対象に加えたが、インタビュー調査は行っていない。

C. 分析に使用した規則・フォーマット・マニュアル

対象機関で使用している目録規則やマニュアル

等をまず文献調査で確認し、後述のインタビュー調査でも聞き取りを行った。各機関で使用している独自のマニュアルがある場合には研究用の提供を依頼した。その結果、本研究で分析に使用することのできた目録規則・フォーマット・マニュアル類は第 1 表のとおりである。第 1 章 B 節で述べたように、国立中央図書館は 2012 年 4 月に「国立中央図書館典拠データ記述指針－個人名」を策定した⁵⁰⁾が、指針は公開されておらず、入手は不可能であった。延世大学図書館は内部マニュアルを使用しており、公開していない。香港中文大学に対し 2012 年 2 月に行った電子メールでの問い合わせに対する回答では、HKCAN は内部マニュアルを作成していない。

D. インタビュー調査

インタビュー調査は、日本の国立国会図書館および慶應義塾大学図書館に対しては 2013 年 7 月、台湾の国家図書館および国立臺灣大学図書館に対しては 2013 年 8 月、韓国の国立中央図書館および延世大学に対しては 2013 年 9 月に実施した。あらかじめ質問項目を送付し、それに回答してもらう形式でインタビューは行われた。所要時間は各機関 2 時間から 4 時間であった。主な質問項目は付録の通りである。韓国の 2 機関へのインタビューに際しては通訳を介した。韓国の国立中央図書館、国立臺灣大学図書館と台湾の国家図書

韓国人・団体著者名典拠データの表記の相違：韓国，日本，台湾，香港を中心に

第2表 典拠データ確認に使用したデータ

機関名	提供典拠レコード ¹⁰⁵⁾	検索したデータベース
国立中央図書館	1件	国立中央図書館 OPAC ¹⁰⁶⁾ の検索結果
延世大学図書館	1件	延世大学図書館 OPAC ¹⁰⁷⁾ の検索結果
NACSIS-CAT	1986年1月1日から2009年12月31日までに作成された全1,517,926件(2010年3月19日時点)	—
慶應義塾図書館	13件	慶應義塾大学図書館 OPAC ¹⁰⁸⁾ の検索結果
国家図書館(台湾)	—	国家図書館 OPAC ¹⁰⁹⁾ にリンクされている典拠データ，SMRT システム ¹¹⁰⁾ で検索可能な典拠データ
臺灣大学図書館	12件	臺灣大学図書館 OPAC ¹¹¹⁾ の検索結果
HKCAN	—	HKCAN Database OPAC ¹¹²⁾ で検索可能な典拠データ
LC	—	Library of Congress Authorities ¹¹³⁾ で検索可能な典拠データ

館に対しては、インタビュー調査で確認しきれなかった事項を追加的に確認するため、2014年4月から5月にかけて電子メールでの問い合わせを行い、回答を得た。

E. 典拠データの確認

文献調査とインタビュー調査を補完する目的で、実際の典拠データの確認を行った。使用したデータを第2表に示した。インタビュー対象機関に対しては、典拠データのサンプルの提供を求め、実際に提供を受けることができた場合には第2表において「提供典拠レコード」の欄に件数を示している。HKCAN, LC に対してはインタビューを実施していないが、典拠データベースにおいて全ての典拠データを閲覧可能であるので、第3表に挙げた個人名・団体名の漢字表記とハングル表記(以下、「検索語」とする)を用いて検索し、データの確認を行った。NACSIS-CATの典拠レコードは2009年12月31日までに作成された全件を研究用に提供してもらい、検索語を用いて確認した。台湾の国家図書館は、OPACで検索される書誌レコード画面から、著者名をクリックすると典拠データが表示され、参照形を確認することができる。また、同館のSMRTシステムでは典拠データのみを検索ことができ、参照形を確認できる。両者の典拠データの内容は必ずしも同じでなかったため、念のため両方を検索した。典拠データベースを公開していない機関

については、かわりに各機関のOPACを検索語で検索し、典拠形標目の確認に用いた。

検索語は、第II章で確認した韓国人名の特徴をふまえ、頭音法則を含むもの、漢字のない単語を含むもの、複姓のほか、韓国のみならず日本や中国でも著名と思われる人物や団体の名を中心に選定した。各機関の所蔵状況が異なるため、検索語の全てがヒットしたわけではない。ヒットしなかった場合には、類似の語等で検索を試みた。

IV. 各機関の典拠コントロールの現況

本章では、主にインタビュー調査によって明らかとなった調査対象機関の典拠コントロールの現況について述べる。以下、インタビューによらない部分は引用文献を示している。

A. 韓国における韓国人・団体著者名典拠コントロールの現況

1. 国立中央図書館

国立中央図書館(以下、国立中央)が典拠データの作成を目録作成の過程に組み込むようになったのは2000年から⁵⁰⁾である。2013年7月末現在、約910万件の書誌データおよび163,369件の個人名典拠データを維持しており、このうち韓国人名典拠データは49,247件である。インタビューの時点では団体名典拠データを作成していなかったが、2014年4月に電子メールで問い合わせた結果、2014年3月から団体名についても

第3表 調査に用いた個人名・団体名

	漢字表記	ハングル表記	概要 ¹¹⁴⁾	選定理由
個人名	金大中	김대중	1924-2009, 政治家。韓国大統領 (第15代)。	韓国内外で著名
	安正孝	안정효	1941-, 作家。150冊にのぼる作品の翻訳を手がける。	韓国内外で著名
	徐廷柱	서정주	1914-, 詩人。詩集が中国語訳で出版, 米国やフランスでも紹介され, 国際的に広く認められている。	韓国内外で著名
	朴正熙	박정희	1917-1979, 韓国大統領 (第5~9代)。	韓国内外で著名
	尹東柱	윤동주	1917-1945, 詩人。1942年渡日, 治安維持法違反で逮捕され獄中死。朝鮮語使用が禁止された日本支配末期に抒情詩を母国語で綴った。	韓国内外で著名
	金達寿	김달수	1919-1997, 小説家。ペンネームは大沢達雄。10歳で日本に渡航。終戦直後, 在日朝鮮人連盟の結成に参加。	韓国内外で著名
	李文烈	이문열	1948-, 現代韓国文学界を代表する作家。	頭音法則
	李光洙	이광수	1892-1953 (?), 作家。朝鮮文学の祖。号は春園, 日本名は香山光郎。	頭音法則
	李御寧	이어령	1934-, 文芸評論家, 作家, 記号学者。韓国の初代文化相 (文化部長官)。著書多数。	頭音法則
	盧武鉉	노무현	1946-2009, 韓国大統領 (第16代)。	頭音法則
	南宮權	남궁근	ソウル科学技術大学総長 ¹¹⁵⁾ 。	複姓
	鮮于輝	선우휘	1922-1986, 作家, ジャーナリスト。朝鮮日報主筆・論説顧問。	複姓
	金하늘	김하늘	(生没年の異なる複数の著者が存在する)	漢字のない名が含まれる
曹薰鉉	조훈현	1953-, 棋士。1962年9歳でプロ入り。1963年渡日, 1972年兵役のため帰国。	韓国の国字が含まれる	
団体名	韓國圖書館協會	한국도서관협회	1945年に朝鮮図書館協会として創立, 1955年に改名 ¹¹⁶⁾ 。	以前の名称あり
	서울大學校	서울대학교	ソウル市にある国立大学。1946年, 米軍統治下で, 京城帝国大学および複数の専門学校を統合して設立された ¹¹⁷⁾ 。	漢字のない単語が含まれる
	大韓民國文化財廳	대한민국문화재청	文化財管理局 (1961-1999) の後継団体 ¹¹⁸⁾ 。	政府機関
	嶺南大學校	영남대학교	慶尚北道慶山市にある私立大学。1947年創立 ¹¹⁹⁾ 。	頭音法則, 香港に同名の大学 (嶺南大學) あり

作成を開始しているとのことであった。

2012年4月に「国立中央図書館典拠データ記述指針－個人名」を策定するまで, 国立中央は外国人名を中心に典拠データを構築しており, データの水準も高くはなかった⁵⁰⁾。標目の選定と形式および属性の記述に関する指針が策定されたことで, 韓国人名を含めて標準化された典拠データ

の作成が可能となり, 2012年の1年間での典拠データ作成件数は31,896件と, それまでの作成件数 (2009年12,897件, 2010年12,449件, 2011年16,545件) を大きく上回っている。国立中央は2005年から2009年までの5年間, 目録作業を外注していたが⁵⁰⁾, 現在は国家書誌課の職員が典拠データ作成を含む目録作業に携わっている。

典拠データは外部からの流用はしておらず，全て独自に作成している。

「国立中央図書館典拠データ記述指針－個人名」はKCR2を基にしつつ，古い部分を改訂・追加して策定された。韓国人名のほか，中国人名，日本人名，西洋人名についての内容も含まれる。団体名に関する指針も，2014年3月に策定された。VIAFへの典拠データ提供も検討中である。

2. 延世大学図書館

延世大学図書館（以下，延世大）では，2013年2月末現在，書誌データ約124万件，個人名典拠データ585,050件，団体名典拠データ65,699件，会議名典拠データ7,580件を維持している。2012年度の新規作成典拠データ件数は合計9,411件であった。このうち韓国人・団体著者名が何件含まれるかについては，算定不能とのことであった。典拠データは外部からの流用はしておらず，全て独自に作成している。

延世大は2009年8月に図書館システムを更新した。典拠データ作成に関する内部マニュアルはシステム更新以前に使用していたものが存在するが，新システムに合わせた改訂は行われていない。また，システム更新前は全ての標目に対し典拠データを作成していたが，更新後は，参照の必要がない標目（異形がない標目）については典拠データを作成しなくなったため，作成件数が減少した。

B. 日本における韓国人・団体著者名典拠コントロールの現況

1. NACSIS-CAT

NACSIS-CATの運営主体である国立情報学研究所や，NACSIS-CAT参加機関へのインタビューは行っていないため，文献およびデータから判明した現況を述べる。2014年8月24日現在，NACSIS-CAT総合目録データベースに収録されている図書書誌レコード件数は11,140,457件，著者名典拠レコード件数は，1,643,723件である¹²⁰⁾。NACSIS-CATは個人や団体の国籍や言語といったデータを記録していないため，韓国

人名・団体名典拠データが全体のうち何件含まれるかは不明である。宮澤らは日本人・団体著者名に関する分析を行う目的で，1986年1月1日から2009年12月31日までに作成されたNACSIS-CAT著者名典拠データ全件（1,517,926件）を，日本人・団体著者名，西洋人・団体著者名，中国と韓国の個人・団体著者名の三種類に振り分けた¹²¹⁾。この時の中国と韓国の個人・団体著者名データ件数は53,115件であり，全体の約3.5%を占める。宮澤らの振り分け方法では，中国と韓国の標目が区別されないほか，ピンイン形やハングル形が記録されていない典拠データは日本人・団体著者名とみなされてしまう問題点もあるが，現在もおおむねこの程度の割合で中国と韓国の個人・団体著者名典拠データが作成されていると予想される。単純に言えば，このさらに半分以下の割合で韓国人・団体著者名典拠データが作成されていると考えられる。

NACSIS-CAT参加機関数は，2014年3月31日現在，1,259機関である¹²²⁾。比較的参加機関が作成しやすいと考えられる，日本人・団体著者名典拠レコードの場合であっても，2009年までの10年間の作成機関数は250から300機関であった¹²¹⁾。韓国人・団体著者名典拠レコードの場合，韓国書の受入が継続的にあり，ハングルを入力できる職員が配置されている機関でなければ，作成が難しいと考えられるため，実際に作成している機関はさらに少ないと考えられる。

韓国語資料に特化したマニュアルとして，2002年1月に「韓国・朝鮮語資料の取扱い」⁹⁴⁾が公開され，典拠データの標目に関して，日本人・団体や中国人・団体の標目とは異なる扱いを規定している。

2. 慶應義塾大学図書館

慶應義塾大学図書館（以下，慶應大）は，2013年7月11日時点で書誌データ約237万件，典拠データ827,863件を維持している。ただし，これらの件数には既に削除済みのデータやテストデータ，未整備データ等が多数含まれる。典拠データには個人名，団体名，会議名のほか，これらの名

称に細目としてタイトルが付加された形の標目も含まれる。このうち、韓国人・団体著者名典拠データの件数は算出不能とのことであった。

典拠データは外部からの流用はしておらず、全て独自に作成しているが、韓国人・団体著者名典拠データの標目については、NACSIS-CATやLCNAFの標目が参考にされている。

典拠データのフォーマットはMARC 21 Format for Authority Data (以下、MARC21/A)を採用し、目録規則は基本的にAACR2を採用している。ただし、日本語の資料に関しては、日本語独特の慣習に対応するため、一部日本目録規則1987年版改訂3版を使用している。書誌作成については慶應大独自のルールなどが存在するため、これらとは別に独自のマニュアルが維持されており、韓国語資料の取扱いについても別途マニュアルが存在する。典拠データに関しても、このマニュアルの中に規定がある。

C. 台湾における韓国人・団体著者名典拠コンロールの現況

1. 国家図書館

台北市に位置する国家図書館(以下、台湾国図)は、2013年7月末現在、約255万件の書誌データ、1,333,976件の著者名典拠データ、18,252件の統一書名典拠データを維持している。2012年の1年間に作成された著者名典拠データ件数は28,569件であり、1か月あたり平均約2,380件を作成していることになる。著者名典拠データの内訳は中国人・団体名が最も多く、日本人・団体名や韓国人・団体名については労力的な問題であまり詳しいデータを作成できていない。西洋人・団体名はここ1、2年の間に積極的に作成するようになったが、それ以前はあまり作成していなかった。韓国人・団体名については、インタビュー直前の2013年6～7月頃に韓国語資料の典拠作業を目録作業の一環として行うようになったため、件数がまだ少ない。具体的な件数は算定不能とのことであった。韓国人・団体著者名典拠データの標目のうち漢字形が不明なものについては、韓国の国立中央図書館のデータを参考にすることがあ

る。西洋人・団体著者名の場合はLCNAFを参照したり、OCLCから典拠データをダウンロードしたりするため、独自に作成することは少ない。中国語(日本語、韓国語を含む)資料の典拠データと、洋書の典拠データは同じ人物や団体であっても別々のレコードとして作成され、相互にリンクはされない。典拠データ作成を含む目録作成作業を行っているのは館蔵発展及書目管理組(Collection Development and Bibliography Management Division)である。

台湾国図には、他に書目資訊中心(Bibliographic Information Center)という部署があり、台湾の全国書誌である全国図書書目資訊網(NBINet)の維持管理等を行っている。2013年4月から公開されているSMRTシステムでは、台湾国図が作成してきた書誌・典拠データに加え、NBINetで管理されていた全国書誌データ、「中文名称資料庫」で管理されていた典拠データ、さらに他部署が構築したXML形式の書誌データ等が全て一括管理できるようになり、典拠データの検索も可能である。SMRTシステムの稼動に伴い、「中文名称資料庫」の更新は停止された。SMRTシステムを管理しているのは書目資訊中心であり、館蔵発展及書目管理組で作成された典拠データの内容をさらに詳細にするなどの作業を行っている。

台湾国図は2011年12月に、書誌と典拠のフォーマットとしてMARC21を採用した。韓国人・団体著者名典拠データに関してもMARC21/Aを採用している。目録規則は中國編目規則第3版である。韓国人名・団体名に限ったマニュアルは存在せず、第1表に挙げたマニュアルは原則として中国人名・団体名向けのマニュアルであるが、これらが韓国人名・団体名に対しても適用されるとのことであった。これらのマニュアルは、全てフォーマットをMARC21/Aに変更する前に作成されたものであるため、例示は以前使用していた中国機読権威記録格式(CMARC/Aフォーマット)のままになっている部分もあり、更新されていない。

2. 臺灣大学図書館

臺灣大学図書館（以下、臺灣大）では、2013年3月現在、中国人・団体名約26万件、日本人・団体名約6万4千件、西洋人・団体名約40万件、韓国人・団体名約5千件の著者名典拠データおよび書誌データ約370万件を維持している。これらは全て完成された典拠データで、人名と書名のみなどの簡易なデータは含まれない。年間作成件数は、中・日・韓の典拠データを合わせて7～8千件である。西洋人・団体名典拠データは、OCLCからダウンロードしたものを基本的にそのまま使用している。中国語・日本語・韓国語の典拠データは独自に作成しており、資料上の著者略歴などをベースに、インターネットなどから得た情報を加えている。ただし、特に韓国の団体名については、情報を採しにくく簡素な典拠データになりがちとのことであった。

臺灣大は2011年5月に書誌データのフォーマットをCMARCからMARC21に変更したが、典拠データのフォーマットに関してはそれ以前からMARC21/Aを採用していた。臺灣大と台湾国図は共同で「中文名称資料庫」を構築していたこともあり、団体名については、台湾国図の規則を準用しているが、個人名に関して特にマニュアル等はない。「中文名称資料庫」は中国人・団体名の典拠データのみが対象であったため、中国人・団体名典拠データは年1～2回、台湾国図に提供しているが、日本人・団体名や韓国人・団体名の典拠データは提供していない。

V. 韓国，日本，台湾，香港，LCにおける韓国人・団体著者名典拠データの表記

本章では、第III章で設定した調査項目について調査した結果を項目ごとに述べる。調査結果は主に文献調査とインタビュー調査によるが、文献やインタビューから明らかにならなかった場合、実際の典拠データを参照し、典拠データが参照できない機関については断片的な情報に留まるがOPACの検索結果を参照した。例として挙げているものは、可能な限り検索語のデータとしたが、適切な例がなかった場合や、検索語の典拠

データが得られなかった際には、別の類似した例を示している。例として示しているのは典拠レコードの一部である。本研究では表記のみを対象としているため、実際のデータでは標目に生没年が含まれていても、例からは除いている。台湾国図では、中国語・韓国語・日本語資料のための典拠データと、洋書のための典拠データが別々に作成され、リンクされていない。従って、以下第4表から第7表において、台湾国図に関しては中国語・韓国語・日本語資料のための典拠データについてのみ示し、洋書のための典拠データについては本文中で解説する。

A. ハングル形の扱い

各機関の典拠データにおけるハングル形の扱いを、第4表に示す。

ハングル形の記録を必須としているのは3機関であった。韓国ではハングル形が典拠形であり、必須であるが、韓国以外の機関では必ずしもハングル形が必須ではない。NACIS-CATでは、“原則として、最初に典拠レコードを作成する際に用いた資料に表示されている字体のまま記録する。ただし、著名な著者等については、最も良く知られた字体で記録する”⁹⁴⁾こととなっており、典拠形標目が漢字の場合は「ハングルヨミ」としてハングル形が付加されるが、典拠形標目がカタカナ表記の場合には、ハングルは付加されない。ハングル表記の団体著者名を典拠形とする場合、単語単位での検索を可能とするため⁹⁴⁾、典拠形がハングル形の場合でも、さらに分かち書きをしたハングル形をヨミとして記録することになっている。慶應大は、漢字形を典拠形としているが、参照形へのハングル形の記録が必須となっている。漢字形が不明の際には、ハングル形が典拠形として記録される。

台湾国図は、ハングル形しか判明しない場合にはハングル形を典拠形標目とすることとなっている。ただし、実際の典拠データを第3表に挙げた検索語で検索すると、全て漢字形が典拠形標目となっており、その他にもハングル形が典拠形標目となっている例を見つけることができなかった。

第4表 ハングル形の扱い

	扱い	例
国立中央	典拠形（必須）	100 1# \$a 이광수 = \$h 李光洙
延世大	典拠形（必須）	100 1# \$a 이광수 \$h 李光洙
NACSIS	典拠形またはヨミ	< HDNG > 李, 光洙 이, 광수
		< HDNG > 이, 근관
慶應大	参照形または典拠形（漢字形が不明の場合）（必須）	100 1# \$a 李, 光洙 400 1# \$a 이, 광수
		100 1# \$a 정, 제두
台湾国図	典拠形（漢字形が不明の場合）	（検索語の中には該当なし）
臺灣大	参照形（対象資料から判明する場合）	100 1# \$a 李, 光洙 400 1# \$a 이, 광수
HKCAN	標目リンク記入	100 1# \$aYi, Kwang-su 700 1# \$a 이광수
LC	参照形	100 1# \$aYi, Kwang-su 400 1# \$a 리광수 400 1# \$a 이 광수

また、判明したハングル形を参照形標目とするという規則は存在せず、検索語の中で、漢字形の典拠形標目に対しハングル形が参照形標目となっている例も1件もなかった。一方、典拠形標目がローマ字形となっている洋書のための典拠データ（例えば、検索語「安正孝」の洋書のための典拠レコードの典拠形標目は「An, Chǒng-hyo」となっている）では、参照形としてハングル形「안정효」が記録されているなど、参照形にハングル形が記述されているものがあつた。臺灣大では、目録対象資料からハングル形が判明する場合に限り参照形に記述することになっており、必須ではない。

HKCANは、典拠形（1XX）をローマ字形としており、典拠形に対応する別表記を標目リンク記入（7XX）に記録することになっている。第3表の検索語を用いて検索した結果、標目リンク記入に記録されているのはほとんどがハングル形であったが、「李御寧」など、標目リンク記入に漢字形が記録されているケースもあつた。LCではハングル形や漢字形の扱いに関して、参照形に記録可能であるという以外に規則はない¹²³⁾が、第3表のすべての検索語について、実際の典拠データではハングル形が参照形として記録されてい

た。「李光洙」のレコードには「이광수」と「리광수」の両方が記録されるなど、韓国において頭音法則が適用される著者名については、適用する場合としない場合の両方の形を記録している例も見られた。このようなケースは、頭音法則を適用しない北朝鮮で発行された資料が受け入れられた際等に発生すると考えられる。

B. 漢字形の扱い

各機関の典拠データにおける漢字形の扱いを、第5表に示す。

国立中央と延世大では、漢字形は典拠形標目の付記事項（フィールド1XX, サブフィールドコード\$h）として記録することになっている。両機関とも、目録対象資料に漢字表記がなくても、参考資料やインターネット上の情報から漢字形が判明すれば、記録している。最近では資料上に著者名の漢字表記がなされないことが多く、どうしても漢字形が判明せずに記録できない場合もある。NACSIS-CATでは典拠形標目が漢字でない場合、漢字形を参照形として記録することが可能であるが、必須ではない。慶應大は、漢字形が判明しない場合を除いて、漢字形が典拠形となっている。台湾国図では、ハングル形と漢字形が両方判

第5表 漢字形の扱い

	扱い	例
国立中央	典拠形の付記事項	100 1# \$a 이광수 = \$h 李光洙
延世大	典拠形の付記事項	100 1# \$a 이광수 \$h 李光洙
NACSIS	典拠形，または参照形	< HDNG > 李, 光洙 이, 광수
		< HDNG > 이, 근관 < SF > 李, 根寬
慶應大	典拠形	100 1# \$a 李, 光洙
台湾国図	典拠形	100 1# \$a 李 光洙
臺灣大	典拠形 (必須)	100 1# \$a 李, 光洙
HKCAN	参照形	400 1# \$a 李光洙
LC	参照形	400 1# \$a 李光洙

明する場合は漢字形を典拠形標目に採用するが、ハングル形しか判明しない場合には漢字形が典拠データに記録されないこともある。臺灣大は、漢字形を典拠形としており、目録対象資料に漢字表記がない場合にはインターネットなどで調査するが、それでも判明しなければ、職員がハングルを漢字に翻字して記録する。

HKCANの典拠データでは、漢字形は標目リンク記入として記録されている場合を除き、参照形として記録されているものが多かったが、「安正孝」については漢字形が記録されていなかった。当てはまる漢字のない「김하늘」については、「金荷娜」という当て字が参照形に用いられていた。「荷娜」は「하늘」の中国語音訳と考えられる。「曹薫鉉」はヒットしなかったが、同じ「曹」姓と思われる複数の標目のうち、「Cho, Kuk (조국)」の参照形は「曹國」であるべきところ「曹」字がゲタ文字「曹」に置き換えられており、「Cho, Nam-hyön (조남현)」, 「Cho, Hüi-ung (조희웅)」の参照形は「曹南鉉」や「曹喜雄」であるべきところ「曹南鉉」や「曹喜雄」および「[Cho] 喜雄」に置き換えられているなど、韓国の国字を十分に表現できていない現象が見られた。LCの典拠データでも、「김하늘」を除き全ての検索語で参照形に漢字形が記録されていた。しかし、「徐廷柱」に加えて「徐廷桂」, 「李御寧」に加えて「李御寧」など誤った漢字が併せて記録されている例が見られた。「曹」の字はHKCAN

と同様に、「曹」や曹文字などに置き換えられていた。調査対象としたデータベースは全てユニコードに対応しているが、ユニコード対応以前に作成されたデータ等では、韓国の国字を正しく表記できていないものと考えられる。

韓国で使用されている漢字（以下、韓国漢字）は、細かい違いはあるものの、香港や台湾で使用されている繁体字に字体に近い¹²⁴⁾。そのため、台湾や香港では目録作成者自身の韓国漢字を入力しているという認識の有無に関わらず、結果的に韓国漢字によるデータが作成されていると考えられる。NACSIS-CATでは、典拠形や参照形の字体は統一されていないため、「서울대학교博物館」(「学」は日本の漢字)は参照形に記録されているが「서울大學校博物館」という形は記録されていないなどの例が見られた。慶應大でも目録対象資料によって、字形が変わる可能性がある。LCでは、中国語資料から得られたと思われる漢字形、例えば「李御寧」や「曹薫鉉」(寧, 鉉は中国大陸の簡体字)などの形が参照形に記述されていることもあり、目録対象資料によっては、必ずしも韓国漢字が記録されるわけではない。

C. ローマ字形の扱いと種類

各機関の典拠データにおけるローマ字形の扱いと種類を、第6表に示す。

国立中央では、参照形へのローマ字形の記録を必須としており、少なくとも対象資料中の表記、

第6表 ローマ字形の扱いと種類

	扱い	種類	例
国立中央	参照形 (必須)	対象資料中の表記または2000年式またはMR方式	100 1# \$a 윤동주 = \$h 尹東柱 400 1# \$aYun, Dongju 400 1# \$aYun, Tong-ju 400 1# \$aYun, Tong-chu
延世大	参照形	対象資料中の表記またはLC形	400 1# \$aYun, Tong-ju
NACSIS	参照形または典拠形	規定なし	< SF > Yoon, Dong-joo
慶應大	参照形 (必須)	MR方式, LC形がMR方式と異なる場合はLC形をも記録	400 1# \$aYun, Tong-ju
台湾国図	記録せず	—	—
臺灣大	参照形	対象資料中の表記	(尹東柱の場合ローマ字形無し)
HKCAN	典拠形(必須), 参照形	典拠形はLC形	100 1# \$aYun, Tong-ju 400 1# \$aYun, Dong-ju
LC	典拠形(必須), 参照形	典拠形はMR方式(例外あり)	100 1# \$aYun, Tong-ju 400 1# \$aYun, Dong-ju

2000年式、MR方式のいずれか1種類は記録される。目録対象資料中にローマ字表記があればその形を採用し、なければ2000年式を使用して記録する。アクセスポイントを多様にしたとの考えから、MR方式のローマ字形も流用書誌データ等から判明すれば記録し、目録対象資料中のローマ字表記と2000年式が異なる場合に、2000年式を記録することもあるが、これらは努力目標である。延世大では、ローマ字形は対象資料中に表示があれば参照形として記録しているが、必須ではない。韓国語から英語への翻訳図書を受け入れた場合などは、LCNAFの典拠形(以下、LC形)を参照形に追加する。NACSIS-CATは、最初に典拠レコードを作成する際に用いられた資料に表示されていた表記がローマ字形であるか、ローマ字表記が最もよく知られている場合にはローマ字形が典拠形となる。それ以外の場合、ローマ字形が判明すれば参照形に記録することができるが必須ではない。特定のローマ字化方式を標準としていない²¹⁾ため、ローマ字の種類は規定されていない。

慶應大、HKCAN、LCでは原則としてLC-ALA Romanization Tablesで規定されているMR方式を採用している。慶應大ではローマ字形は参照形

の扱いではあるが、記録は必須である。HKCAN、LCではローマ字形が典拠形である。LCでは「Kim, Dae Jung」(金大中)、「Park, Chung Hee」(朴正熙)など、MR方式ではないローマ字形が典拠形となっているものもあり、HKCANはLC形に従っている。このLCの取扱いは、AACR2の22.3C2別法「ローマ字以外の文字で書かれている言語の名前で、姓のもとに記入する個人名については、英語の参考情報源において確立しているローマ字形を選択する」という規定によるものであると指摘されている⁷⁸⁾。この規定はRDAにおいても「データ作成機関によって優先使用される言語で書かれた参考情報源において確立された名称の形式が存在する場合、その形式を優先名称として選択する。」(9.2.2.5.3別法)として存続しており、LCの典拠形標目が必ずしも単一のローマ字化法に基づいたローマ字形とならないことを示している。慶應大では、LC形とMR方式が異なる場合、その両方を記録することが必須となっている。HKCAN、LCの典拠データでは、典拠形に採用されなかったローマ字形が参照形に複数記録されているケースが多かった。

台湾国図は、中国語・韓国語・日本語資料に対する典拠データにはいかなるローマ字形も記録し

第7表 姓名の分かちとカンマの有無

国立中央	ローマ字形のみカンマで分かち書き
延世大	ローマ字形のみカンマで分かち書き
NACSIS	全ての形をカンマで分かち書き
慶應大	全ての形をカンマで分かち書き
台湾国図	漢字形， ハングル形とも「 」で分かち書き
臺灣大	全ての形をカンマで分かち書き
HKCAN	ローマ字形のみカンマで分かち書き
LC	ローマ字形はカンマで分かち書き。ハングル形は姓名の間にスペースがある場合あり

ていない。実際の典拠データを確認したところ、洋書のための典拠レコードの中には、OCLC からダウンロードしたと思われるローマ字形が典拠形、参照形ともに記録されているものもあった。臺灣大では、目録対象資料にローマ字形が表示されている場合に限り参照形に記述するが、必須ではない。

D. 姓名の分かちとカンマの有無

各機関の典拠データにおける姓名の分かち書きとカンマの有無を、第7表に示す。

国立中央と延世大では、ハングル形、漢字形の場合は姓名の間を分かち書きせず続けて記録し、ローマ字形のみ、姓名の間をカンマで分かち書きすることになっている。정옥경は、KCR2では姓と名の間カンマを打つと規定していたが、これは韓国の慣習に合わないのでこの規則を修正すべきである⁴⁸⁾、と述べていた。김성원らによれば、韓国の姓はほとんどが単姓（一文字）であり、複姓（二文字）は13種あるとされているが、それらは韓国では皆が知っているため姓名の分かちで混乱を来すことはない⁸³⁾。これらを総合すると、韓国国内では、韓国人の姓名の間にカンマを打つ必要はなく、むしろカンマは不自然だと考えられていると言える。

一方、日本では『日本目録規則1965年版』において、すべての標目についてカナまたはローマ字によってその読みの形を表記することが定められ（p. 25）、カナによる標目のヨミの姓名の間に初めてカンマが付与されるようになった。さらに、1977年の『日本目録規則新版予備版』にお

いて、個人名標目は“姓，名の順に記載し、両者の間をコンマ（，）で区切る”¹²⁵⁾と定められ、この規則が現在の『日本目録規則1987年版改訂3版』に至るまで維持されている。1965年版に先立つ『日本目録規則1952年版』には排列に関する規則がないが、1952年版編纂の際、諮問委員を務めた植村長三郎は、1952年に「カード排列規則試案」を発表している¹²⁶⁾。この試案では、標目の個人名の姓名の間にはカンマを使用することになっており、この理由として植村は、“欧米人との混排となると多少欧米流にした方が形式的には整って来る”、“不体裁を承知しながら使用したのは専ら排列上の便宜からで、即ち姓は姓のみをグループと考えて先ず排列し、しかる後同姓者があれば名の順位に排列するという原則を定めたため”¹²⁷⁾としている。和漢書のみを対象とした『日本目録規則1952年版』と異なり、1965年版では洋書と和漢書を同一原則で処理するという立場に立っていたため、植村の考えと同様に、洋書の慣習に合わせ、排列の利便性を図るためにカンマを付与するようになったと考えられる。NACSIS-CAT、慶應大とも、ハングル、漢字、ローマ字の全ての形で姓名の間にカンマを付与しており、これはNCRの規定に準拠しているためと考えられる。

他方、『中国編目規則第3版』第22章「人名標目」では、漢字形の姓名の間は分かち書きされていないが、臺灣大は全ての形で姓名の間にカンマを付与している。台湾国図では、洋書の典拠データについては姓名の間をカンマで分かち書きし、中国・韓国・日本語資料については姓と名の間を

第8表 現地特有の表記

	現地特有の表記	例	
NACSIS	日本語ヨミ；韓国語ヨミ	< SF >李, 光洙 리, コウシュ < SF >李, 光洙 이, グアンス	< HDNG >文化財廳 문화재청 ブンカザイチョウ < SF >大韓民國文化財廳 대한 민국문화재청
慶應大	参照形にカナヨミ（典拠形が漢 字形の場合必須）；著者記号に合 致する形やローマ字形 政府機関名の場合で LC 形を採 用する場合、英語による国名が 上位組織名となる	100 1# \$a 李, 光洙 400 1# \$a 이, グアンス	110 1# \$aKorea (South). \$b 水 産庁 410 1# \$aKoera (South). \$b 수 산청 410 1# \$aKorea (South). \$b 스 이산치요우 410 1# \$aKorea (South). \$bSusanch'öng
台湾国図	特になし	—	110 1# \$a 大韓民國水産廳
臺灣大	漢字形が不明の場合ハングル形 から翻字して記録 政府機関名の場合は上位機関名 に漢字による国名（慣習による） をとる	100 1# \$a 韓, 相權 ¹ 400 1# \$a 한, 상권	110 1# \$a 韓國。\$b 文化體育觀光 部
HKCAN	日本語ローマ字ヨミや漢語ピン インなどが参照形に含まれる場 合あり 政府機関名の場合は英語による 国名が上位組織名となる	400 1# \$aLee, Kwang Soo 400 1# \$aI, Gwansu 400 1# \$aLi, Guangzhu	110 1# \$aKorea (South). \$bMunhwajaech'öng 710 1# \$aKorea (South). \$b 文 化財廳
LC	日本語ローマ字ヨミや漢語ピン インなどが参照形に含まれる場 合あり 政府機関名の場合は英語による 国名が上位組織名となる	400 1# \$aLee, Kwang Soo 400 1# \$aI, Gwansu	110 1# \$aKorea (South). \$b Munhwajaech'öng 410 1# \$aKorea (South). \$b 文 化財廳

¹ 目録作成者によるハングルから漢字への翻字形である

符号「|」で分かち書きしている。台湾国図が以前使用していた CMARC/A フォーマットでは、姓と名の間をサブフィールドコードによって分かち書きしていた¹²⁸⁾ため、MARC21/A に変換する際に「|」を使用することにしたとのことであった。CMARC/A フォーマットを現在も使用している他の図書館がデータをダウンロードする場合に配慮して、このような扱いをしている。HKCAN と LC はローマ字形のみカンマで分かち書きしている。LC の典拠データを確認すると、ハングル形の姓名の間にスペースが挿入されている場合があり、その場合は、例えば「김 대중」と「김대중」の2つの参照形が作成されている。スペースのあるものとないものが異なる二つの参

照形として記録されていることにはあまり意味がないように思われる。

E. 韓国以外の地域における現地特有の表記（カタカナ等）

韓国以外の各機関の典拠データにおける現地特有の表記を、第8表に示す。

NACSIS-CAT では、カタカナで表される韓国語ヨミ（李御寧の場合、「イー・オリョン」等）や日本語ヨミ（李御寧の場合、「リ・ギョネイ」等）が最初に典拠レコードを作成する際に用いた資料に表示されている場合や、著名な著者で最も良く知られた形がこれらのカタカナ形である場合には、こうした韓国語ヨミや日本語ヨミが典拠形

に採用されることがある。同様に、ローマ字形が典拠形となることもある。これらが典拠形に採用されなかった場合は、参照形として記述できるが、必須ではない。

慶應大は、典拠形が漢字形の場合、参照形にヨミの記録が必須となっている。ヨミはカタカナで表し、その採用の優先順位は①日本で一般に認識されているヨミで揺れの無いもの、②NACSIS-CATの典拠形に採用されているヨミ、③現物に記載されているヨミ、④NACSIS-CATの典拠データの参照形に採用されているヨミ、となっている。ただし②③は、通常の見方とは思われない等、明らかに難があるときには採用しない。④が複数ある場合には、より韓国語の発音に近いものを採用する。表記のゆれがあり、採用するヨミを決められない場合は、漢字の漢音ヨミを採用することになっている。漢字形が不明で典拠形がハングルの場合や、漢字のない名の場合、ヨミは付与されない。必要な場合は著者記号に合致する形やローマ字形などを参照形に記述してよいことになっている。

NCR1987年版の23.3.3.2イ)では、“漢字に母国語読みが併記された形で表示されている中国人名および朝鮮人名は、その漢字の母国語読みで表記する”¹²⁹⁾と規定されているものの、NACSIS-CATでは、“本来漢字表記になおせない固有語の場合など、必ずしもすべての韓国・朝鮮語資料にカタカナヨミを付与できるわけではない。それを含めて付与することは現実的に不可能”²¹⁾であり、“原則ハングルによる検索を採用することが、韓国・朝鮮語資料全体を統一的に扱う面から妥当であろう”²¹⁾と判断して、ヨミの付与を必須としていない。慶應大では、日本で出版された図書にはほとんどの場合韓国語ヨミが表示されている²⁶⁾ため、韓国語ヨミが記録される可能性が高いが、ヨミの表示されていない韓国書の場合には漢音ヨミすなわち日本語ヨミとなる場合もある。NCRの規定は、1975年の崔昌華によるNHKに対する本名訴訟をきっかけに、基本的人権を尊重する立場から資料上の韓国語ヨミを採用することが議論され^{130), 131), 132), 133), 134)}、1983年に刊行さ

れた『日本目録規則新版予備版追録および修正』をもって漢字の日本語ヨミから韓国語ヨミへと変更された¹³⁵⁾ものである。しかし、資料上に示された韓国語ヨミは韓国語の発音を日本語のカタカナに当てはめたものであるため、同じ人物でも資料によって表記が異なることや、利用者が考える表記と実際が異なることが容易に想像でき、利用者にとって有効なアクセスポイントにはならない。

台湾国図では、典拠形標目以外の表記を特別に追加することはしていない。臺灣大では、漢字形を典拠形としているため、漢字が不明な著者の場合、職員がハングル形から漢字形に翻字して記録している。この場合、著者本人の固有の漢字名とは異なる漢字形となってしまう可能性があり、この翻字は韓人名の中国語訳ともいべきものであり、担当者によって異なる漢字に変換する可能性もあるので、ヨミと同様に、利用者にとって有用なアクセスポイントとはなりにくい。

HKCANとLCの典拠データを確認すると、参照形に日本語ヨミをローマ字で表したものの（金大中の場合、「Kin, Daichū」等）や、漢語ピンイン形（「Jin, Dazhong」）、漢語ピンインが普及する前国際的に広く用いられたWade-Giles式表記（「Chin, Ta-chung」）などが含まれていた。これらは韓国以外の地域で刊行された資料上の表記またはそれらの地域の図書館のOPACなどから流用された表記であると考えられる。

HKCANとLCでは、団体名が政府機関の場合には、AACR2の24.18の規定により、国名に従属する形の標目となる⁵⁾。この規定はRDAの11.2.2.19にほぼそのまま引き継がれており⁵⁾、LCにおいては今後もこの形で政府機関の典拠形標目が作成されることとなる。臺灣大でも、政府機関の場合には国名を上位組織とするが、国名は台湾で慣習的に用いられている漢字によることとしている。NACSIS-CATや台湾国図では政府機関についてこうした扱いは見られなかった。慶應大では、NACSIS-CATに既存の典拠データがあればその典拠形標目の形を採用するが、NACSIS-CATに既存データがなくLCNAFには存在する

場合、LC形、即ち国名に従属する形を典拠形標目としている。ただし、\$b以下の下部組織名は漢字形となる。団体名の典拠形標目の採り方は目録規則によって異なるため、個人名よりも国・地域によってばらつきが出やすいと考えられる。

VI. 表記の相違点と課題

A. 調査対象機関の表記の相違点

前章において、漢字文化圏の各地域の図書館で作成される韓国人名・団体名典拠データの表記に相違点があることを明らかにした。本節では、典拠データの国際的な相互運用を見据えて、カンマの有無と、それ以外の点に分けて表記上の相違点をまとめる。第III章A節で述べたように、カンマの有無については実際に検索あるいは同定に影響することはあまりないと考えられるためである。

まず、カンマの有無に関して、日本の2機関と臺灣大では、ハングル形や漢字形を含め全ての形で姓名の間をカンマで分かち書きしており、台湾国図では「|」という記号で分かち書きしていたが、その他の機関ではローマ字形のみを姓名の間をカンマで分かち書きしていた。ほとんどが単姓で、姓の種類も少ない韓国の実態を考えると、著者の姓のみをもって検索することは考えられないため、姓のみでの排列のために漢字形やハングル形の姓名の間を分かち書きする必要はないと考えられる。ただし、外国人利用者にとっては、まれに出現する複姓を即座に判別することが難しいため、カンマあるいはスペースがあってもよいと思われる。ローマ字形の場合は全ての機関がカンマで分かち書きをしていた。

次にカンマ以外の点に関して、表記上の相違点をまとめる。

ハングルは、現在の韓国人名・団体名を記述する上で最も基本的な表記システムであるにもかかわらず、規則としてハングル形を必須としているのは韓国の2機関と慶應大のみであった。ただし、NACSIS-CATは漢字形に対してハングル形を付与する規則を用いているし、臺灣大でもハングル形が判明すれば記録するという規則になって

いる。HKCAN, LCでも、明文化された規則は存在しないものの、実際のデータでは標目リンク記入や参照形にハングル形が記録されていた。従って、台湾国図を除き、ハングル形が典拠レコードのどこかに記録される可能性は高いと考えられる。

頭音法則に関して明確な規則をもつ機関はなく、実際のデータの中に頭音法則を適用した形としない形の両方が記録されるケースが存在したのはLCのみであった。北朝鮮で刊行された資料から典拠データを作成した場合、著者名は頭音法則を適用しない形となり、利用者が頭音法則を適用した形で検索してもヒットしない可能性がある。

漢字形についても、臺灣大がハングルから漢字を案出してまで必須としていることを除けば、いずれの機関も必須としていなかった。漢字形は、目録対象資料に記載がなければ、参考資料等を用いて調査をするしかないが、それでもわからない場合もあり、必須とするには無理がある。しかし、慶應大、台湾国図では漢字形が判明すれば他の形に優先して典拠形標目としており、HKCAN, LCでも実際のデータでは参照形に記録されているケースが多かったことから、どの機関も極力記録するという姿勢を持っているように思われた。ただし、日本の機関やLCでは必ずしも韓国漢字が記録されないという点に留意する必要がある。

ローマ字形については、必須としている機関と、必須としていない機関が半々であり、ローマ字形の種類を統一しているのは慶應大、HKCAN, LCのみであった。慶應大はMR方式とLC形が異なる場合であっても、LC形に加えてMR方式を記録しており、MR方式への統一を徹底している。HKCAN, LCはMR方式を採用しているが、MR方式に準拠しない典拠形も存在している。その他の機関では、目録対象資料に記述されているローマ字形を転記しており、ローマ字形の種類は統一されていない。従って、ローマ字形を必須としている機関同士であっても、データの同定が成功しない可能性がある。

日本では、漢字形、ハングル形、ローマ字形のほかに韓国語ヨミを記録する場合があるが、韓国

語ヨミは表記にゆれがあるという事実は韓国語ヨミが議論された当時から指摘されている。韓国語ヨミを統一標目とするために、ハングルをカタカナへ統一的に変換する方法の確立を求める声もあった^{136), 137)}が、安藤らは、例えハングルからカナへの標準的な変換法が定められたとしても、韓国語の音が表せるだけのカナの数がないため標目の表記としては適切ではなく、ローマ字への変換も厳密なものとはならないので、ハングル表記だけが標目の表記として適切であると結論づけている¹⁸⁾。日本語ヨミや韓国語ヨミは利用者にとって有用なアクセスポイントではないため、あくまでも補助的なものととらえるべきであり、その意味でカタカナによるヨミを必須としなかったNACSIS-CATの決定は賢明であったと言える。

B. 典拠データ相互運用への課題

各機関は、それぞれの典拠データベースの中で、各典拠レコードにIDを付与しているが、それらのIDは各データベース内でのみ有効なものであり、各国・地域で共通の識別子は現在のところ存在しない。このような現状では、典拠データの国際的な相互運用にあたって、依然として文字列による同定作業が必要になると考えられる。各機関では、今後の同定作業を視野に入れた典拠データ作成作業を行うことが望ましい。即ち、ハングル、漢字、ローマ字のうち、同定に有利な文字種を優先的に記録しておけば、同定の確度を高めることができると考えられる。

中国人・団体名の場合には、調査対象の全機関が漢語ピンイン形を採用しており、漢字形を参照しつつ漢語ピンインをキーとして同定作業を行うことが有利であると考えられた¹⁷⁾。しかし、韓国人・団体名の場合には、ハングル形や漢字形に比べればローマ字形を必須としている機関が多いものの、ローマ字形の種類が統一されていないため、ローマ字形をキーとすることが現状では難しい。韓国においては、ハングルから一律に姓名を翻字・翻音するという考え方が採用されていないため、ローマ字化方式の統一も極めて困難であると予想される。ただし、目録対象資料上に記述さ

れている、著者の好みのローマ字形の他に、図書館が一律にローマ字化した形を参照形として記録することは可能であるように思われる。その場合、そのローマ字化方式を韓国国内で使用されている2000年式とするか、国際的に用いられているMR方式とするかについては検討が必要である。2000年式を欧米の図書館界に通用させるためにはALA-LC Romanization Tablesの変更が必要であり、そのためにはより詳細な議論を経なければならない。

ローマ字形が同定のためのキーとならない現状では、最も望ましいのはハングル形の記録であると考えられる。漢字はハングルよりもバリエーションが多く、同名異人を排除できる可能性が高いが、漢字のない名や、正しい漢字が不明の場合がある。一方ハングル形を参照形に記録している機関が多いため、ハングルをキーとするのは現実的である。そのためには、1) ハングル形の記録を規定していない機関において、ハングル形を可能な限り記録するという規則を設けることが必要である。さらに、2) 頭音法則によってハングル形が複数考えられる場合もあるため、両方の形を記録するか、変換テーブルを作成してどちらの形で検索してもヒットするようにするなどの対応が必要である。また、ハングル形では、漢字形に比べ同姓同名が多くなるため、3) 漢字形が判明する場合には記録し、ハングル形と漢字形とを一つの組と考えて同定に使用するのが有益である。具体的には、ハングル形とその漢字形をあらかじめ関連指示子等で結びつけて記録しておけば、複数のデータベース間で、ハングル形と漢字形の両方が一致した場合に、高い確率でそれらの標目が同一の実体を指すと判断できる。筆者は、日本人・団体名の同定においても、漢字形とヨミとを組として同定に役立てるべきであると主張した¹⁶⁾。韓国人名・団体名においても、同じハングルの姓名を持つ個人が多いことから、同様のことが言えると考えられる。実際に、国立中央や延世大学では、漢字形を典拠形標目の付記事項として扱い、主標目であるハングル形と組であることを示している。NACSIS-CATでも、典拠形標目を漢字形と

し、ヨミフィールドにハングル形を記録している場合には、漢字形とハングル形が組として扱われていると言える。一方、他の機関ではハングル形と漢字形の間に特に関連が示されておらず、異名などがあるために複数のハングル形と複数の漢字形が参照形に入力されている場合、どのハングル形にどの漢字形が対応するのか明確ではない。フォーマット上で何らかの関連指示子を設けて、ハングル形と漢字形との対応関係を示せるようにすることで、同定の確度や速度が向上することが期待できる。

ただし、日本人名・団体名と異なるのは、韓国人名・団体名では、漢字形が無い場合や不明の場合が有り得るということである。このため、4) 同定のために生没年その他の付記事項も積極的に記録する必要がある。絶対的な同定キーを持たない韓国人名・団体名の同定にとっては、こうした付記事項の記録が中国人名・団体名や日本人名・団体名に比べて重要な意味を持つと考えられる。

謝 辞

インタビュー調査にご協力くださった調査対象機関の皆様ならびにいつも温かくご指導くださる慶應義塾大学文学部田村俊作教授に篤く御礼申し上げます。本研究は、2012年度三田図書館・情報学会研究助成、富士ゼロックス株式会社小林節太郎記念基金2013年度小林フェローシップおよび平成25年度慶應義塾大学大学院博士課程学生研究支援プログラムより研究助成を受けて実施したものです。記して感謝申し上げます。

注・引用文献

- 1) IFLA Study Group on the Functional Requirements for Bibliographic Records. Functional Requirements for Bibliographic Records: Final Report. K.G. Saur, 1998, 136p.
- 2) IFLA Working Group on Functional Requirements and Numbering of Authority Records (FRANAR). Functional Requirements for Authority Data. As amended and corrected through July 2013, 2013, 54p. http://www.ifla.org/files/assets/cataloguing/frad/frad_2013.pdf. (accessed 2014-08-27).
- 3) IFLA Cataloguing Section and IFLA Meetings of Experts on an International Cataloguing Code. "Statement of international cataloguing principles". International Federation of Library Associations and Institutions. http://www.ifla.org/files/cataloguing/icp/icp_2009-en.pdf. (accessed 2014-08-27).
- 4) Verona, Eva, ed. Statement of principles: Adopted at the International Conference on Cataloguing Principles, Paris, October 1961. Annotated ed., International Federation of Library Associations, 1971, 119p.
- 5) American Library Association; Canadian Library Association; Chartered Institute of Library and Information Professionals. RDA Toolkit. 2014-04-22. <http://access.rdatoolkit.org/>. (accessed 2014-08-29).
- 6) 三浦敬子, 松井幸子. 欧米における著者名典拠ファイルの共同作成の動向. 日本図書館情報学会誌. 2001, vol. 47, no. 1, p. 29-41.
- 7) 牛崎進. "NACOとLSP". 学術情報システムにおける総合目録の機能と運用に関する研究. 内藤衛亮研究代表. 学術情報センター, 1988, p. 72-76.
- 8) Danskin, Alan. International initiatives in authority control. Library Review. 1998, vol. 47, no. 4, p. 200-205.
- 9) Rust, Godfrey; Bide, Mark. "The <indecs> metadata framework: Principles, model and data dictionary". 2000-06. http://www.doi.org/topics/indecs/indecs_framework_2000.pdf. (accessed 2014-08-27).
- 10) MacEwan, Andrew. Project InterParty: From library authority files to e-commerce. Cataloging & Classification Quarterly. 2004, vol. 39, no. 1/2, p. 429-442.
- 11) Weber, Jutta. LEAF: Linking and Exploring Authority Files. Cataloging & Classification Quarterly. 2004, vol. 38, no. 3/4, p. 227-236.
- 12) Tillett, Barbara B. "A Virtual International Authority File". 67th IFLA Council and General Conference. Boston, 2001-08-16/25. International Federation of Library Associations. <http://archive.ifla.org/IV/ifla67/papers/094-152ae.pdf>. (accessed 2014-08-27).
- 13) Bennett, Rick et al. VIAF (Virtual International Authority File): Linking the Deutsche Nationalbibliothek and Library of Congress name authority files. International Cataloguing and Bibliographic Control. 2007, vol. 36, no. 1, p. 12-18.
- 14) 大柴忠彦. VIAF 評議会会議報告. NDL 書誌情報ニュースレター. 2013, no. 4, http://www.ndl.go.jp/jp/library/data/bib_newsletter/2013_4/

- article_03.html. (参照 2014-08-27).
- 15) "VIAF". <http://viaf.org/>, (accessed 2014-08-27).
 - 16) Kimura, Maiko. Differences in representations of Japanese name authority data among CJK countries and the Library of Congress. *Information Processing & Management*. 2014, vol. 50, no. 5, p. 733-751.
 - 17) 木村麻衣子. 中国人・団体著者名典拠データの表記の相違：中国，日本，韓国を中心に. *Library and Information Science*. 2013, no. 69, p. 19-46.
 - 18) 安藤義教, 迫田けい子, 林昌夫. 朝鮮語資料の整理方法に関する調査と試論. *東京都立中央図書館研究紀要*. 1981, vol. 12, p. 81-144.
 - 19) 赤瀬美穂. 韓国語図書を読みと表記について. *京都産業大学図書館年報*. 1982, no. 1, p. 128-137.
 - 20) 目録情報掛. 中国語，韓国語，朝鮮語図書の目録に関するアンケート調査結果. *文献情報センターニュース*. 1985, no. 8, p. 35-37.
 - 21) 「韓国・朝鮮語資料の取扱い」解説”. 国立情報学研究所目録所在情報サービス. 2002-01-31. https://www.nii.ac.jp/CAT-ILL/archive/pdf/korea_kaisetsu.pdf. (参照 2014-08-25).
 - 22) 都志勝. 当館の中国語・朝鮮語図書の整理業務：機構改革から2年を振り返って. *アジア資料通報*. 1988, vol. 26, no. 9, p. 34-40.
 - 23) 工藤邦彦. ハングル資料の目録作成. *図書館学*. 2002, no. 81, p. 28-36.
 - 24) 田辺広. 日韓図書の目録と排列に関する諸問題. *富士大学紀要*. 1989, vol. 21, no. 2, p. 51-68.
 - 25) 鈴木裕子ほか. “韓国目録規則 (KCR) 翻訳作業中間報告”. *東アジア学術情報交流の高度化に向けて：第2巻 (1990年度)*. 学術情報センター, 1991, p. 217-230.
 - 26) 高橋菜奈子. NACSIS-CATにおける韓国・朝鮮人著者名典拠の標目記述とその課題：韓・日出版物にみる著者名表記の字体と著者略歴の分析を通して. *日本図書館情報学会誌*. 2005, vol. 51, no. 1, p. 15-24.
 - 27) 高橋菜奈子. NACSIS-CATにおける韓国・朝鮮人著者名典拠の同定. *大学図書館研究*. 2007, 80, p. 65-73.
 - 28) Park, Hong-Seok; Lee, Ji-Won. “The current status of the authority DB in Korea and a development plan”. 日本語，中国語，韓国語の名前典拠ワークショップ記録. 東京, 2001-01-10/11, 国立情報学研究所, 2001. <http://www.nii.ac.jp/publications/CJK-WS/1-7Park1.pdf>, (accessed 2014-08-27).
 - 29) Park, Hong-Seok. “Comparative analysis of author name authority records of Seoul National University and Yonsei University (part 1)”. 日本語，中国語，韓国語の名前典拠ワークショップ記録. 東京, 2001-03-28/29, 国立情報学研究所, 2001. <http://www.nii.ac.jp/publications/CJK-WS/2-7Park.pdf>, (accessed 2014-08-27).
 - 30) Park, Hong-Seok. “Comparative analysis of author name authority records of Seoul National University and Yonsei University (part 2)”. 日本語，中国語，韓国語の名前典拠ワークショップ記録. 東京, 2001-03-28/29, 国立情報学研究所, 2001. <http://www.nii.ac.jp/publications/CJK-WS/2-12Park.pdf>, (accessed 2014-08-27).
 - 31) 오동근. 학술정보 전거 DB 시스템의 개발과 구축에 관한 연구. 서울, 한국교육학술정보원, 2000, 연구보고 KR2000-4, 132p.
 - 32) 박선희. 통합 전거데이터베이스 구축을 위한 기초연구: 서울대학교 도서관을 중심으로. *국립대학도서관보*. 2007, vol. 25, p. 145-161.
 - 33) 안영희, 이성숙. IFLA FRAD 모형이 관련 표준에 미친 영향 연구. *情報管理學會誌*. 2009, vol. 26, no. 1, p. 279-303.
 - 34) 이미화. “대학도서관 온라인목록 향상을 위한 방안 모색: 전거제어 방안”. *한국도서관·정보학회 2012년도 하계 학술발표대회*. 대구, 2012-06-01, 한국도서관·정보학회. 2012, p. 69-94.
 - 35) 林昌夫, 内藤衛亮. 韓国目録規則の構造と特質：日本における適用上の諸側面. *学術情報センター紀要*. 1991, no. 4, p. 137-176.
 - 36) 学術情報センター編. 韓国目録規則 3.1 版日本語訳: 未定稿. 学術情報センター, 1990, 190p.
 - 37) 오동근. 한국형 전거데이터베이스시스템의 개발에 관한 연구. *한국도서관정보학회지*. 2000, vol. 31, no. 4, p. 21-47.
 - 38) 金泰樹. 特別寄稿韓国目録規則改定の適用原則. *図書館学*. 2002, no. 80, p. 1-3.
 - 39) Park, Hong-Seok. “The revision of the cataloging rule (KCR4) and authority control under the new rule”. 日本語，中国語，韓国語の名前典拠ワークショップ記録. 東京, 2002-03-14/18, 国立情報学研究所, 2002. <http://www.nii.ac.jp/publications/CJK-WS/cjk3-06a.pdf>, (accessed 2014-08-27).
 - 40) 최석두. 無典拠시스템에 관한研究. *한국문헌정보학회지*. 1993, vol. 25, p. 233-264.
 - 41) 김태수. 표목의 기능에 관한 연구. *정보관리학회지*. 1995, vol. 12, no. 2, p. 9-35.
 - 42) 김태수. 전거제어시스템의 개발. *한국도서관·정보학회 1998년도 하계 학술발표회*. 1998, p. 1-12.
 - 43) 국립중앙도서관. 국립중앙도서관 전거레코드 표목의 구조화 기준에 관한 연구. 2009, 122p.
 - 44) 韓國圖書館協會目錄委員會編. 韓國目録規則. 第4版, 韓國圖書館協會, 2003, 576p.
 - 45) 이창수. 한국목록규칙 4권에 반영된 목록의 유용성. *한국도서관정보학회지*. 2005, vol. 36, no. 3, p. 137-148.
 - 46) 김정현. 한국목록규칙의 개정 방향에 대한 연구.

- 한국도서관·정보학회지. 2013, vol. 44, no. 4, p. 123-143.
- 47) KCR2 (韓國圖書館協會編, 韓國目錄規則, 修正版, 韓國圖書館協會, 1966, 139p.)에付された, 初版当時(1964年)の「目錄分科委員會報告」によれば, 標目の形式をハングルのみとすることはKCRの初版から定められていた.
- 48) 정옥경. 인명표목통제를 위한 전거레코드작성 기준에 대한 연구. 한국도서관정보학회지. 2001, vol. 32, no. 4, p. 257-282.
- 49) 이미화. 대학도서관 전거제어 현황분석을 통한 전거제어 방안 모색. 한국도서관·정보학회지. 2012, vol. 43, no. 3, p. 5-26.
- 50) 日韓業務交流報告「国立中央図書館の人名掘コントロールの現状及び課題」. NDL 書誌情報 ニュースレター. 2012, no. 4, http://www.ndl.go.jp/jp/library/data/bib_newsletter/2012_4/article_01.html. (参照 2014-08-27).
- 51) 水野直樹. 創氏改名: 日本の朝鮮支配の中で. 岩波書店, 2008, 246p.
- 52) 水野直樹. “朝鮮人の名前と植民地支配”. 生活の中の植民地主義. 水野直樹編. 人文書院, 2004, p. 21-57.
- 53) 武田幸男. “朝鮮の姓氏”. 東アジアにおける社会と習俗. 井上光貞ほか編. 学生社, 1984, p. 40-85.
- 54) 吉川美華. 朝鮮における民籍法定と改正: 慣習をめぐるポリティクス. 東洋文化研究. 2009, no. 11, p. 157-178.
- 55) 金谷漢. 韓国の戸籍制度と戸籍法. 日本加除出版, 1977, 363p.
- 56) 宮田節子, 金英達, 梁泰昊. 創氏改名. 明石書店, 1992, 263p.
- 57) 李丙洙. 朝鮮の姓: 由来と南・北の現実を中心に. 史苑. 1983, vol. 43, no. 1, p. 1-23.
- 58) “在朝鮮美國陸軍司令部軍政廳法令第122號朝鮮姓名復舊令”. 在朝鮮美國陸軍司令部軍政廳法令集. 民族文化編. 國文版, 民族文化. 1987, p. 358.
- 59) 福井玲. “韓国・朝鮮の漢字”. アジアと漢字文化. 大西克也, 宮本徹編. 放送大学教育振興会, 2009, p. 233-243.
- 60) 宋永彬. “韓国の漢字”. 漢字の未来. 前田富祺, 野村雅昭編. 朝倉書店, 2004, p. 129-160. (朝倉漢字講座, 5).
- 61) “가족관계의 등록 등에 관한 규칙”. 국가법령정보센터. 2014-05-30. <http://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=155205#0000>, (参照 2014-08-26).
- 62) 曹喜澈. 韓国の人名用漢字: 日本の人名用漢字との比較対照を中心として. 富士ゼロックス・小林節太郎記念基金 1990 年度研究助成論文, 1992, 101p.
- 63) 大韓民国政府. 戶籍法中改正法律 (法律第 4298 號). 관보. 1990, 제 11712 호 (그 3) (1990 年 12 月 31 日), p. 83-88.
- 64) 大韓民国政府. 호적법시행규칙개정규칙 (대법원규칙제 1137 호). 관보. 1990, 제 11712 호 (그 5) (1990 年 12 月 31 日), p. 108-164.
- 65) 大韓民国政府. 호적법시행규칙중개정규칙 (대법원규칙제 1159 호). 관보. 1991, 제 11781 호 (1991 年 3 月 29 日), p. 41-44.
- 66) “가족관계의 등록 등에 관한 법률”. 국가법령정보센터. 2014-01-07. <http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=149548#0000>, (参照 2014-08-27).
- 67) 金炳学. 大韓民国家族關係の登録等に関する規則. 行政社会論集. 2012, vol. 25, no. 2, p. 89-158, <http://ir.lib.fukushima-u.ac.jp/dspace/bitstream/10270/3637/8/2-436.pdf>, (参照 2014-08-26).
- 68) 이길성. 漢字이름 5151 字안에서 지으세요: 대법, 人名用 113 자 추가 이름 다섯자 넘으면 안돼. 朝鮮日報. 2007-03-05, 사회 A15 면.
- 69) 例えは, “인명용 한자표”. 대한민국법원 전자민원센터. <http://help.scourt.go.kr/nm/img/hanja/hanja.pdf>, (参照 2014-08-27)によれば, 「樂」という漢字は, 「漢文教育用基礎漢字」によって「악」という読み方が定められ, 「家族關係の登録等に関する規則」の別表 1 によってさらに「악」と「요」の読み方が追加されているので, これら 3 通りの読み方が許されている.
- 70) “출생신고”. 대한민국법원 전자민원센터. http://help.scourt.go.kr/nm/min_17/min_17_3/min_17_3b/index.html, (参照 2014-08-27).
- 71) “행정구역 (구시군)/성씨·본관별 가구 및 인구”. KOSIS. 2000. http://kosis.kr/statHtml/statHtml.do?orgId=101&tblId=DT_11NOOSB&vw_cd=MT_ZTITLE&list_id=A1129&seqNo=&lang_mode=ko&language=kor&obj_var_id=&itm_id=&conn_path=E1, (参照 2014-08-26).
- 72) 植田晃次. ㄹ音再致: 朝鮮民主主義人民共和國における頭音法則と子音同化. 言語文化研究. 2001, no. 27, p. 435-451.
- 73) 미디어칸 뉴스팀. “회사이름 로마자로도 등기 가능하다”. 경향신문. 2007-01-15. http://news.khan.co.kr/kh_news/khan_art_view.html?artid=200701151507301&code=940301, (参照 2014-08-27).
- 74) “상업등기의 상호 및 외국인의 성명등기에관한 예규”. 法務士李全浩의法律情報. 2008-04-23. <http://lawpia.com/cgi-bin/CrazyWWWBoard.cgi?db=dung&mode=read&num=2574>, (参照 2014-08-27).
- 75) 이상익. 성씨의 로마자 표기 정책 마련 연구. 2011, 11-1371000-000337-01, 347p. <http://www.prism.go.kr/homepage/researchCommon/down>

- loadResearchAttachFile.do;jsessionid=9BDFBF67EC56AD465962DE475FC7A08D.node02?work_key=001&file_type=CPR&seq_no=001&pdf_conv_yn=Y&research_id=1371000-201100133. (参照 2014-08-27).
- 76) The Hangeul Foundation. “문화관광부 발표 (2000. 7. 4) 국어의 로마자 표기법”. <http://www.hangul.or.kr/M4-4.htm>. (参照 2014-08-27).
- 77) Rutt, Richard. About the Romanization of Korean. *Korea Journal*. 1972, no. 5, p. 20-25.
- 78) Kim, SungKyung. Romanization in cataloging of Korean materials. *Cataloging & Classification Quarterly*. 2006, vol. 43, no. 2, p. 53-76.
- 79) 김성원, 김정우. 한국인명의 로마자표기 형식에 대한 연구. *정보관리연구*. 2012, vol. 43, no. 2, p. 199-222.
- 80) The Library of Congress. Preliminary rules and manual for cataloging Chinese, Japanese and Korean materials. *Cataloging Service*. 1957, bulletin 42, p. 1-22.
- 81) “Korean: Romanization and word division”. Library of Congress: ALA-LC Romanization tables. <http://www.loc.gov/catdir/cpsol/romanization/korean.pdf>. (accessed 2014-08-27).
- 82) 金珍妮. “韓国語のローマ字表記法”. *韓国語教育論講座第1巻*. 野間秀樹編著, くろしお出版, 2007, p. 387-418.
- 83) Kim, Sungwon; Cho, Seongyun. Characteristics of Korean personal names. *Journal of the American Society for Information Science and Technology*. 2013, vol. 64, no. 1, p. 86-95.
- 84) 太田泰弘. 非ラテン文字表記のラテン文字化. *情報科学と技術*. 2012, vol. 62, no. 10, p. 454.
- 85) 정경일. 남북한 로마자 표기법의 통일방안. *국제고려학회 서술지회 논문집*. 2002, no. 3, p. 69-93.
- 86) 田邊弘芳. 韓国語のローマ字表記法解説. *海保大研究報告法文学系*. 2005, vol. 50, no. 1, p. 180-152.
- 87) 国立国会図書館書誌部編. 第4回書誌調整連絡会議記録集: 名称典拠のコントロール. 日本図書館協会, 2004, 161p.
- 88) 古賀理恵子. 特集, KOSMOSIII 新図書館システムの導入: Aleph を KOSMOSIII として稼働させるために Aleph での目録業務設計. *MediaNet*. 2010, no. 17, p. 20-21.
- 89) 罗紳. 国家图书馆外文书目规范控制的实践探索. *图书馆学研究*. 2011, vol. 16, p. 30-34.
- 90) CALIS の典拠データを検索できる “CALIS 联合目录规范 OPAC”. <http://opac.calis.edu.cn/aopac/ajsp/index.jsp>. (参照 2014-08-27). には, 中国語, 英語 (ラテン文字表記によるヨーロッパ諸語も含む), 日本語, ロシア語の典拠データしか含まれず, その他の言語の典拠データは作成されていない.
- 91) KS X 6006-4:2010. 한국 문헌 자동화 목록 형식-제 4 부: 전자 통제용.
- 92) 日本図書館協会目録委員会編. 日本目録規則. 1987 年版改訂版. 日本図書館協会, 1994, 369p.
- 93) “目録情報の基準第 4 版”. 国立情報学研究所目録所在情報サービス. 1999-12. <http://www.nii.ac.jp/CAT-ILL/MAN/KIJUN/kijun4.html>. (参照 2014-08-25).
- 94) “韓国・朝鮮語資料の取扱い”. 国立情報学研究所目録所在情報サービス. 2002-01-31. http://www.nii.ac.jp/CAT-ILL/archive/pdf/korea_toriatasukai.pdf. (参照 2014-08-25).
- 95) 国立情報学研究所. “目録システムコーディングマニュアル”. 国立情報学研究所目録所在情報サービス. 2014-04. <http://www.nii.ac.jp/CAT-ILL/MAN2/CM/mokuji.html>. (参照 2014-08-25).
- 96) 日本図書館協会目録委員会編. 日本目録規則. 1987 年版改訂 3 版. 日本図書館協会, 2006, 445p.
- 97) “MARC 21 format for authority data: Table of contents”. MARC Standards (Network Development and MARC Standards Office, Library of Congress). 2014-04-28. <http://www.loc.gov/marc/authority/>. (accessed 2014-08-25).
- 98) 研究用に提供を受けたマニュアルである.
- 99) 中國編目規則. 第 3 版. 中華民國圖書館學會, 2005, 299p.
- 100) “中文名稱權威紀錄彙整原則”. 國家圖書館編目園地全球資訊網. 2008-09-20. <http://catweb.ncl.edu.tw/userfiles/cat07/file/100/1317025608.pdf>. (参照 2014-08-25).
- 101) “國家圖書館中文權威紀錄著錄規則”. 國家圖書館編目園地全球資訊網. 2007-12-24. <http://catweb.ncl.edu.tw/2-1-32.pdf>. (参照 2014-08-25).
- 102) “團體權威整理作業手冊”. 國家圖書館編目園地全球資訊網. <http://catweb.ncl.edu.tw/userfiles/cat07/file/100/1317025636.pdf>. (参照 2014-08-25).
- 103) “國家圖書館譯名權威紀錄處理原則”. 國家圖書館編目園地全球資訊網. 2001-03-28. http://catweb.ncl.edu.tw/portal_f2_cnt_page.php?button_num=f2&folder_id=13&cnt_id=50&order_field=&order_type=&search_field=&search_word=&search_field2=&search_word2=&search_field3=&search_word3=&bool1=&bool2=&search_type=1&up_page=1. (参照 2014-08-25).
- 104) “國家圖書館出版社, 學校及社團機讀格式記錄原則”. 國家圖書館編目園地全球資訊網. 2005-05-12. http://catweb.ncl.edu.tw/flysheet_admin/new_file_download.php?Pact=FileDownload&Pval=368. (参照 2014-08-25).
- 105) NACSIS-CAT 以外は, 韓国人・団体名典拠デー

- タに限定した件数を示している。
- 106) "dibrary". 국립중앙도서관. <http://www.dibrary.net/>, (参照 2014-05-19).
- 107) "WiSearch". 연세대학교 학술정보원. <http://library.yonsei.ac.kr/main/main.do>, (参照 2014-05-19).
- 108) "KOSMOS". 慶應義塾大学メディアセンター. http://kosmos.lib.keio.ac.jp/primo_library/libweb/action/search.do?vid=KEIO, (参照 2014-05-19).
- 109) "國家圖書館館藏目錄查詢系統". 國家圖書館. <http://aleweb.ncl.edu.tw/F?func=find-b-0>, (参照 2014-05-19).
- 110) "臺灣書目整合查詢系統". 國家圖書館. <http://metadata.ncl.edu.tw/blstkmc/blstkmc#tudorkmtp>, (参照 2014-05-19).
- 111) "TULIPS". 國立臺灣大學圖書館. http://tulips.ntu.edu.tw/search*cht/Y, (参照 2014-05-19).
- 112) "HKCAN Database OPAC". http://www.hkcan.net/hkcanopac/servlet/search/en_US, (accessed 2014-05-19).
- 113) "Library of Congress Authorities". <http://authorities.loc.gov/>, (accessed 2014-05-19).
- 114) 他の注がついていないものに関しては who plus: nichigai web service. 日外アソシエーツ, c2011, (参照 2014-05-19). による。
- 115) "NAVER 인물검색". <http://people.search.naver.com/>, (参照 2014-03-11). による。
- 116) "연혁". Korean Library Association. <http://www.kla.kr/jsp/information/history.do>, (参照 2014-05-19). による。
- 117) JapanKnowledge Lib. ネットアドバンス, (参照 2014-05-19). による。
- 118) "沿革". 文化財庁. <http://jpn.cha.go.kr/japanese/html/sub1/sub2.jsp>, (参照 2014-05-19) による。
- 119) "Yeungnam University". <http://www.yu.ac.kr/en/main/index.php>, (参照 2014-05-19) による。
- 120) "NACSIS-CAT 統計情報". 国立情報学研究所目録所在情報サービス. 2014-08-24. <http://www.nii.ac.jp/CAT-ILL/archive/stats/cat/db.htm>, (参照 2014-08-27).
- 121) 宮澤彰, 向當麻衣子. NACSIS-CAT 典拠ファイルに見るわが国の日本著者名典拠コントロールの実態. 日本図書館情報学会誌. 2012, vol. 58, no. 1, p. 35-44.
- 122) "NACSIS-CAT 接続機関一覧". 国立情報学研究所目録所在情報サービス. 2014-03-31. <http://www.nii.ac.jp/CAT-ILL/archive/stats/cat/org.html>, (参照 2014-08-27).
- 123) Schiff, Adam. "Non-Latin script references in name authority records". NACO: Name Authority Cooperative Program. 2009-06-01. <http://www.loc.gov/aba/pcc/naco/documents/Non-Latin%20Script%20References%20in%20Name%20Authority%20Records-RevJune2009.ppt>, (accessed 2014-08-25).
- 124) 兒島慶治. "日本語教育と韓国の漢字字形: 184 個の孤立字形". Department of Japanese studies, The Chinese University of Hong Kong. http://www5.cuhk.edu.hk/jas/jas_media/staff/kojima/04-korean-kanji-style.pdf, (参照 2014-08-26). によれば, シンニョウや草冠の形に違いがある。しかし, 現状ではこの程度の小さな差異は文字コード上区別されないため, コンピュータ画面では同一字形となっている。
- 125) 日本図書館協会目録委員会編. 日本目録規則. 新版予備版, 日本図書館協会, 1977, 63p.
- 126) 植村長三郎. カード排列規則試案. びぶろす. 1952, vol. 3, no. 9, p. 9-16.
- 127) 植村長三郎, 寺沢智了. 目録記載並にカード排列の問題. びぶろす. 1953, vol. 4, no. 2, p. 18-19.
- 128) 国立中央図書館中国機讀權威紀錄格式修訂小組編. 中国機讀權威紀錄格式. 国立中央図書館, 1994, 206p.
- 129) 日本図書館協会目録委員会編. 日本目録規則. 1987 年版, 日本図書館協会, 1987, 324p.
- 130) 山崎賢二. 目録における朝鮮人名の読み方. 図書館雑誌. 1980, vol. 74, no. 4, p. 162-163.
- 131) 藤田豊. 朝鮮人名の読み方についての意見. 図書館雑誌. 1980, vol. 74, no. 6, p. 281.
- 132) 杉原繁治. 日本目録規則における朝鮮人名の日本語読みの問題について. みんなの図書館. 1981, vol. 46, p. 35-47.
- 133) 真野節雄. 「差別」の視点からみた図書館. みんなの図書館. 1981, vol. 49, p. 48-55.
- 134) 菅野裕臣. 朝鮮人名の朝鮮語読みについて: 崔昌華氏の主張と関連して. 朝鮮研究. 1984, no. 238, p. 2-13. は, 韓国人名を日本語ヨミで発音することは現代版の創氏改名であるという崔昌華の主張は誤りで, "この問題は純粋に言語・文字上の問題"と指摘している。
- 135) 日本図書館協会目録委員会編. 日本目録規則. 新版予備版追録および修正, 日本図書館協会, 1983, 63p.
- 136) 林昌夫. 目録における朝鮮人名の読み方について: 山崎氏の提言によせて. 図書館雑誌. 1980, vol. 74, no. 7, p. 318-319.
- 137) 松谷美佐子. 朝鮮人名と目録について. 整理技術研究. 1984, vol. 20, p. 26-30.

要 旨

【目的】 本研究の目的は，韓国，日本，台湾，香港の図書館および米国議会図書館（LC）で作成されている韓国人・団体著者名典拠データの表記を比較し，相違点を発見して，典拠データ相互運用のための課題を整理することである。

【方法】 まず韓国人名・団体名の表記の特徴を概観した後，それらの特徴を踏まえ，韓国人名・団体名の典拠データを表記する上で地域や機関によって多様性が存在すると考えられる点を調査項目として設定した。調査項目は，①ハングル形の扱い，②漢字形の扱い，③ローマ字形の扱いと種類，④姓名の分かちとカンマの有無，⑤韓国以外の地域における現地特有の表記（カタカナ等）の5点である。次に調査対象機関について文献調査およびインタビュー調査を行い，あわせて閲覧可能な典拠データについては確認作業を行った。調査の結果から，各機関の表記の相違点をまとめ，典拠データの相互運用のための課題を整理した。

【結果】 表記の調査を行った8機関のうち，①ハングル形の記録を必須としているのは3機関，②漢字形の記録を必須としているのは1機関のみであった。③ローマ字形は4機関が必須としていたが，ローマ字の種類は統一されておらず，同定のための有力なキーにはならないと考えられる。④日本と台湾では，漢字形，ハングル形，ローマ字形のいずれの形でも姓名の間を分かち書きしていたが，その他の機関では分かち書きはローマ字形のみで行われていた。⑤日本では日本語ヨミや韓国語ヨミ，香港やLCでは日本語ローマ字ヨミや漢語ピンイン形などが見られた。ハングル形と漢字形は，必須としている機関は少ないものの，判明すれば参照形に記述している機関が多く，現代では漢字名が不明の著者もいることから，ハングル形を同定のための有力なアクセスポイントとした上で，漢字形やその他の付記事項を積極的に記録することが望ましい。

付録

インタビュー対象機関に共通して質問した、主なインタビュー項目は下記のとおりである。実際には、文献調査を通じて判明した個別の機関の状況に応じて、質問内容を変更している。インタビューは、対象機関の典拠コントロール全般の状況を明らかにすることを目的としたため、質問内容は韓国人・団体著者名典拠に限定されていない。

1. 現在の典拠データと書誌データ件数
2. 年間または月間の典拠データ作成件数
3. 典拠作業に従事するスタッフの人数
4. 典拠データを流用している場合、流用元
5. 典拠データ作成に際し適用している目録規則、フォーマット、その他マニュアル等
6. ローマ字形の扱い
7. 漢字形の扱い
8. 典拠データに記録しているエレメント（生没年、性別、居住地等）にどのようなものがあるか
9. 独自マニュアルおよびサンプルデータ提供の可否
10. RDA への対応状況
11. VIAF への典拠データ提供の予定